

美しい宮崎づくりガイドライン（案）

—宮崎県公共事業景観形成指針とその解説—

平成 23 年 3 月

宮崎県 県土整備部 都市計画課

はじめに

戦災復興から高度経済成長期の社会基盤の整備は、全国共通のマニュアルによって、経済的かつ効率的に整備することが求められた時代であり、その結果、地域の特徴ある景観は失われ、魅力的とは言い難い、無機質で画一的な構造物等が数多く創出されてきました。

高度経済成長期が過ぎ、社会基盤がある程度整備されるにつれ、県民の関心が身近な生活の場に向けられるようになり、“ゆとり”と“うるおい”のあるまちづくりが望まれるようになりました。

このような中、平成16年12月に我が国で初めての景観についての総合的な法律となる景観法が施行されたことを契機として、景観の必要性・重要性が認識されるようになり、地方公共団体においても、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施することが求められることとなりました。

このため、県では、景観形成に関する基本的な考え方や方向性を示した「宮崎県景観形成基本方針」（平成19年4月）を策定し、『自然と人々との生活が融合した“美しいみやざき”の創造』を景観形成の将来像として、「意識と人を育てる」、「自然と共に生きる」、「生活の営み・文化を守り、育てる」、「調和のとれた生活空間を創る」、「特性を生かし、活性化につなげる」を基本方針と位置づけ、良好な景観形成に向けて取り組むこととしました。

基本方針では、本県が目指す将来像の実現に向けて、住民・事業者、市町村並びに県の役割を明らかにするとともに、県が取り組むべき重点施策として、地域の景観に少なからぬ影響を与える公共事業において、景観形成のあり方や方向性を定めた指針の策定や体制整備を位置づけるなど、景観に配慮した公共事業の推進を目指すこととしています。

このガイドラインは、公共事業に携わる方々が、「宮崎県公共事業景観形成指針」（平成22年3月）の内容や、設計・施工等を行う際の配慮事項について理解していただくことを目的として、事例写真を含めるなど分かりやすく編集したものです。

なお、本ガイドラインは一例を示したに過ぎず、適用にあたっては周辺の歴史・文化・人々のくらし・地形などの地域特性に応じて計画・設計・施工することに留意する必要があります。各事項事に『MEMO』欄を設けていますので、本ガイドラインを活用するなかで感じた意見・疑問等を加筆していただき、今後、ワーキンググループ会議等を通じて本ガイドラインのさらなる充実を図りたいと考えます。

本ガイドラインが公共事業に携わる方々に広く活用していただくことにより、地域の特性に配慮した魅力ある公共空間が創出され、全ての人々が自分たちの地域に誇りを持って住み続けられる『自然と人々との生活が融合した“美しいみやざき”』づくりが推進されることを期待するものであります。

平成23年3月

都市計画課長

目 次

1	ガイドラインの概要 -----	1
	(1) 目的-----	1
	(2) 位置づけ-----	1
	(3) 適用範囲-----	2
	(4) 活用時期-----	2
	(5) 他事業者への周知-----	2
2	基本方針 -----	3
	(1) 県全体の景観形成の基本方針-----	3
	(2) -1 公共事業における景観形成の取組方針-----	4
	(2) -2 公共事業における景観形成の取組方針-----	5
3	基本的事項 -----	6
	(1) 景観形成の基本理念-----	6
	(2) 法令等の遵守と公共施設管理者からの積極的な取組-----	8
	(3) 意識の醸成と人材育成-----	9
	(4) 環境の保全と向上-----	11
	(5) 地域の特性を生かし、活性化につなげる-----	13
4	段階別配慮事項 -----	16
	(1) 構想段階-----	17
	(2) 計画段階-----	25
	(3) 設計段階-----	27
	(4) 施工段階-----	33
	(5) 維持管理段階-----	40
5	共通指針 -----	44
	(1) 法面-----	45
	(2) 擁壁-----	48
	(3) 護岸-----	50
	(4) 防護柵-----	52
	(5) 舗装-----	61
	(6) 標識・公共広告物-----	65
	(7) 照明施設-----	69
	(8) 植栽・緑化・緑地保全-----	74
	(9) 占用物・設備類・その他工作物等-----	79

6 施設別指針	81
(1) 道路	81
(2) 橋梁	93
(3) 河川	99
(4) 公園・緑地	105
(5) 港湾・漁港	108
(6) 海岸	110
(7) ダム・堰堤	114
(8) 急傾斜地崩壊対策施設	117
(9) 用地造成	120
(10) 公共建築物	123
(11) 農地整備	131
(12) 森林整備	135

巻末

景観法に関連する用語の解説	資-1
---------------	-----

1 ガイドラインの概要

(1) 目的

本ガイドラインは、公共事業等による良好な景観の保全・創出を図るための目指すべき方針や整備指針等を定めた『宮崎県公共事業景観形成指針（以下「指針」という）』を分かりやすく解説することにより、景観に配慮した良質な公共施設整備を促進し、美しい宮崎の景観に寄与することを目的とする。

なお、公共事業は良好な景観形成を図る上で、その果たすべき役割は極めて大きく、県が自ら率先して景観形成の先導に努めることが必要である。

(2) 位置づけ

◇ 県では、本県独自の景観施策を総合的かつ強力に推進し、美しい宮崎県の景観を保全・創出して次世代に継承していくため、『宮崎県景観形成の基本方針』を平成19年4月に策定した。

宮崎県景観形成基本方針
(平成19年4月策定)

◇ 『宮崎県景観形成の基本方針』を受け、景観に配慮した各種施策展開の1つとして、公共事業においても景観の保全・創出を促進するため、『宮崎県公共事業景観形成指針』を平成22年3月に策定した。

宮崎県公共事業景観形成指針
(平成22年3月策定)

◇ 本ガイドラインは、指針を分かりやすくとりまとめたものである。

美しい宮崎づくりガイドライン
(案)

-宮崎県公共事業景観指針とその解説-

◇ 宮崎県内で公共事業に関わるものは、本ガイドラインを参考にして公共事業を実施するものとする。

上記指針及びガイドラインに
基づく公共事業の実施

(3) 適用範囲

【指針】

道路、公園などの公共施設や博物館、図書館などの公共建築物は地域のシンボルとなりうるものであり、周辺の景観に与える影響は非常に大きなものである。

このようなことから、宮崎県公共事業景観形成指針は、県が実施する全ての公共事業（公共施設のほか、公共の用に供する建築物又は工作物を整備する事業）について適用するものとする。

なお、景観重要公共施設に位置づけられた公共施設の整備及び占用許可等は景観計画に即して行うものとするが、景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準に定めのない事項については本指針によるべきものとする。

また、良好な景観形成は事業主体や施設管理者の立場の違いを超えた一体的な取組が重要であることから、県は広域行政の担い手として、国の機関や市町村も含め、対象となる公共事業を実施する者に対し、景観形成に対する意識改革や人材育成に努めるとともに、宮崎県公共事業景観形成指針に即した取組を求めるものとする。

- ◇ 県が実施する全ての公共事業（公共施設のほか、公共の用に供する建築物又は工作物を整備する事業）について適用する。
- ◇ 良好な景観形成は事業主体や施設管理者の立場の違いを超えた一体的な取組が重要であることから、県は広域行政の担い手として、国の機関や市町村も含め、対象となる公共事業を実施する者に対し、指針に即した取組を求める。
- ◇ 公共性の高い民間施設（面的整備、再開発ビル、バス停、駅、公園内の売店など）についても、本ガイドラインに配慮することを推奨する。
- ◇ 公共事業の取り組みには、景観形成に対する意識改革や人材育成も含まれる。
- ◇ 公共事業に携わるものには、施行者である県、国、市町村などの他にも、設計や施工に携わる民間企業も含まれる。
- ◇ なお、景観重要公共施設に位置づけられた公共施設の整備及び占用許可等は景観計画に即して行うものとするが、景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準に定めのない事項については指針によるべきものとする。

(4) 活用時期

- ◇ 景観に配慮した公共施設整備を進めるにあたり、指針をよりどころとして、「構想」「計画」「設計」「施工」「維持管理」などの各段階においてその整合性を確認し、ガイドラインを活用して、常に良好な景観形成がなされるよう心がけるものとする。

(5) 他事業者への周知

- ◇ 県内で、国、市町村等が実施する公共事業についても、本ガイドラインに配慮するよう周知に努め、宮崎県ならではの一貫性のある景観づくりを目指すものとする。

2 基本方針

(1) 県全体の景観形成の基本方針

宮崎県景観形成基本方針では、『自然と人々の生活が融合した“美しいみやざき”の創造』を将来像に据え、その実現に向けて次の5つの基本方針を掲げている。

将来像『**自然と人々の生活が融合した“美しいみやざき”の創造**』

方針1. 意識と人を育てる

住民一人ひとりの景観に関する意識啓発に力を入れ、景観意識の醸成を図るとともに、住民のみならず行政職員も含めた景観づくりの担い手となる「人」の育成・支援や、その人々が連携して活動しやすいように、景観づくりネットワークの形成を進めていく。

方針2. 自然とともに生きる

これまで自然に負荷をかけながら開発を進めてきたことを反省し、多種多様な生物と共存し、共に自然を享受できるよう貴重な自然環境の保全に努めるとともに、広域的見地から流域全体を見据えた自然景観の保全・形成に取り組んでいく。

方針3. 生活の営み・文化を守り、育てる

地域独自の生活の営みや文化を守り、育てる上で、持続的な生産活動を展開していくとともに、里山等の保全や土地利用を適正にコントロールし、それぞれの地域の風土にあった景観の保全・形成に努める。

また、住民一人ひとりが地域の歴史や文化を理解し、大切に継承するなど、地域のアイデンティティの礎となる誇りや愛着の醸成に取り組んでいく。

方針4. 調和のとれた生活空間を創る

高度経済成長期以降、全国一律の基準で道路や河川などの社会基盤整備を行い、建築物を建てることなどにより、個性が乏しく、調和していない景観が数多く見られるようになったことを反省し、これからは、自分達が住む地域を住み続けたいと思える空間にしていくため、身近な生活空間の質の向上を図るとともに、地域の個性を生かした魅力ある公共空間の創出を行う。また、都市全体として潤いの創出を図るため、郊外部の開発抑制だけでなく、中心部においてもまとまりある市街地の形成に取り組んでいく。

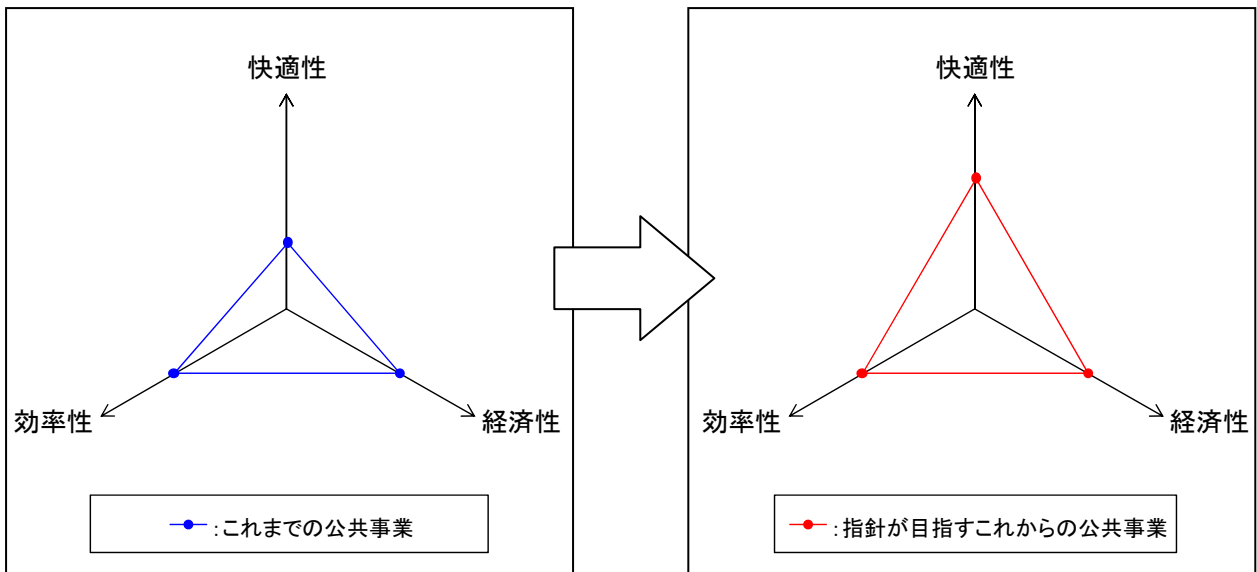
方針5. 特性を生かし、活性化につなげる

宮崎固有の温暖な気候や歴史を最大限に生かし、積極的な情報発信を通じて、多種多様な側面からの観光振興を支援する。また、多くの課題を抱える中山間地域と都市部の交流を促進するために、賑わいやもてなしの空間・環境づくりを進め、地域の活性化や活力維持を支援する。

(2) -1 公共事業における景観形成の取組方針

これまでの公共事業は、効率性や経済性が優先され、快適性は比較的小さくおろそかにされてきた。これからは、効率性や経済性にも配慮しながら、快適性についても配慮し、全体としてバランスの良い内容に見直していく。

快適性の中には、景観の果たす役割が大きいと考えられることから、公共事業の実施にあたっては、良好な景観の形成や保全に一層取り組んでいくものとする。



【公共事業における景観形成の基本的な考え】

安全性、効率性（機能性）及び経済性など様々な視点から検討することとあわせ、景観に対しても同様に配慮するものとする。

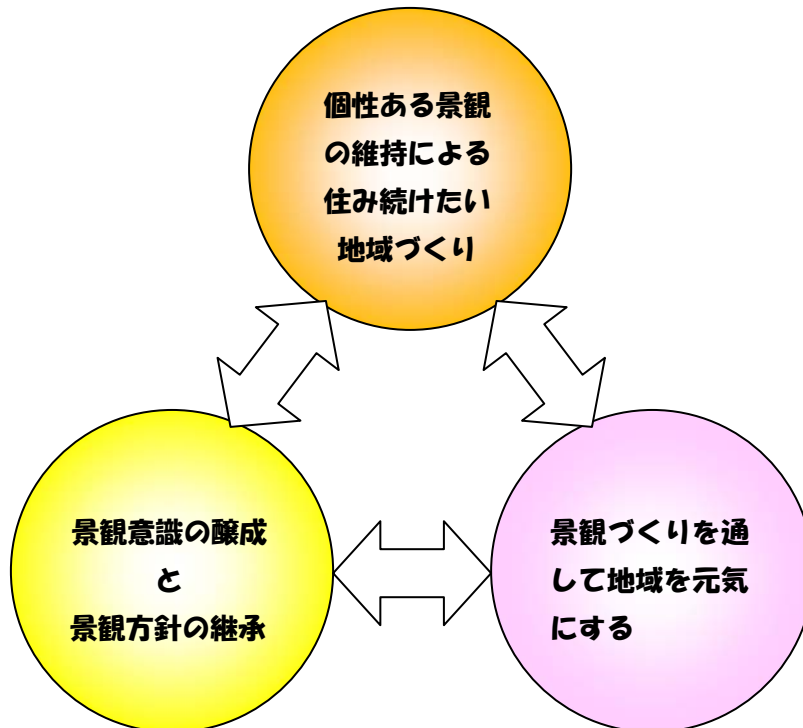
公共施設は、安全性・機能性・利便性など施設本来の機能が確保されていることが求められるが、これに加えて周辺環境との調和を図り、景観への配慮を行うことも重要である。景観形成の取組とはプラスアルファとしての付加価値ではなく、効率性（機能性）や経済性ととも満たすべき必要事項の一つである。

すなわち、公共施設整備における景観への配慮とは、単に機能に関係のない装飾をしたり、グレードアップによりコストを増大させたりすることではなく、またコスト削減のみを優先して景観の整備を省くのではなく、地域の景観特性と調和することで、活力のある地域づくりが実現できるために、必要なものに対して適切なコストをかけるということである。



(2) -2 公共事業における景観形成の取組方針

宮崎県景観形成基本方針を踏まえ、公共事業としては、それぞれ次のような考えに基づき景観形成に取り組んでいく。



ア. 職員等の景観意識の醸成と景観方針の継承

宮崎県内で公共事業に関わる職員等一人ひとりの景観に関する意識啓発に力を入れ、景観意識の醸成を図っていく。

地域の景観形成の基本的な考え方や方向性については、構想段階、計画段階、設計段階、施工段階、維持管理段階に至るまで一貫して継承し、数十年後の見直や他の公共事業にも景観形成の精神を継承していく。

イ. 個性ある景観の維持と創出による住み続けたい地域づくり

宮崎県内で実施する公共事業は、周辺の地形や植生などの自然環境、人々の暮らしや歴史・文化などの社会環境について理解し、個性ある景観の維持と創出に取り組んでいく。

そうした取組を通して、地域の人々が地域に愛着を持ち、住み続けたいようになるような展開につなげていく。

ウ. 景観形成を通して地域を元気にする

公共事業の景観形成に際しては、地元産材の使用、伝統工法などの採用などにより、地域経済への波及も考慮し、地域を元気にする取組を進める。

3 基本的事項

(1) 景観形成の基本理念

【指針】

公共施設や公共建築物は、その地域に何十年と存在し続け、地域住民の生活を支える基盤となるものであることから、地域にあった整備水準・内容とすることはもちろんのこと、構想段階から周囲との調和や景観への配慮に努めるなど、公共施設や公共建築物そのものの質向上に取り組んでいく必要がある。

ア. 常に地域景観の全体像を捉える

【指針】

良好な景観形成を進めるにあたっては、風景に刻まれた土地の記憶や地域の景観資源を尊重し、自然と街の関係性を生かした調和のとれた景観づくりを目指すのみならず、基本的な姿勢として、常に地域の景観の全体像（グランドデザイン）を思い描く視点を持たなければならない。

イ. 50年後、100年後を思い描く

【指針】

公共施設による景観は周辺景観に対して少なからぬ影響を及ぼすことを心にとめ、施設そのものが長期間に渡り安全に使用できることは言うまでもなく、その景観も50年後、100年後の評価に耐えられるものとなるよう景観への配慮や、公共施設そのものの質的向上を図るよう努める。



県庁本館（宮崎市）



美々津橋（日向市）

ウ. 美しさの内部目的化

【指針】

良好な景観の保全・創出の取組について、公共事業を実施する際の特別なグレードアップとして実施するのではなく、原則として実施すべき要素の一つとして位置づける。

エ. 景観の創出と保全

【指針】

良好な景観の形成は、新たに良好な景観を創出することのみならず、現にある良好な景観を保全することを含むものであることを旨として行う。



歴史的建造物の復元の取組例（日南市）



伝統的建造物保存地区（日向市）

MEMO

(2) 法令等の遵守と公共施設管理者からの積極的な取組

【指針】

公共施設や公共建築物が地域の景観に対して重要な要素であることにかんがみ、景観法などの各種法令の遵守はもとより、景観重要公共施設制度の積極的な活用にも努めるなど、公共施設管理者の立場から積極的に景観形成に努める必要がある。

ア. 法令等の遵守

【指針】

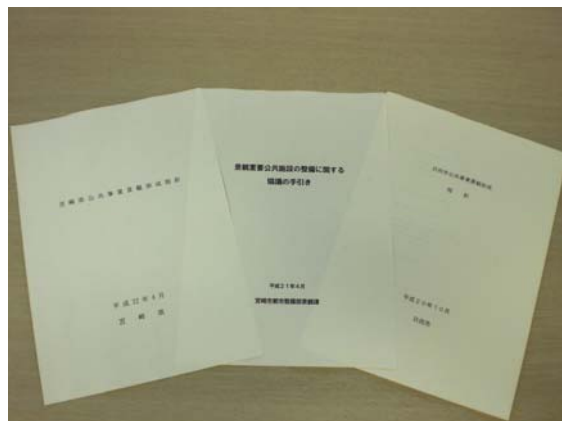
景観法など各種法令や各自治体の条例等に基づき指定された地区等では、法令や条例等を遵守することはもちろんのこと、それらの規制等の措置と相まって事業を実施することにより、地域の特性を生かした良好な景観形成に努める。

【ポイント】

☆市町村は、地域の状況を的確に把握しており、公共事業を実施するにあたっては、市町村が定める景観条例や景観計画、まちづくり計画等に配慮するなど、市町村との連携が重要である。



各市町村の景観計画の例



公共事業ガイドライン等の例

イ. 公共施設管理者からの積極的な取組

【指針】

景観重要公共施設となり得る特定公共施設の管理者は、景観行政団体に対して、当該公共施設を景観重要公共施設として位置づけ、景観計画の整備に関する事項や占用許可等の基準を定めることを要請したり、既に景観重要公共施設として位置づけられた公共施設の管理者についても、景観行政団体に対して、景観計画に定められた事項の追加又は変更を要請するなど、公共施設管理者の立場から積極的に景観形成を進めるよう努める。

MEMO

(3) 意識の醸成と人材育成

【指針】

良好な景観の形成には、住民一人ひとりの景観意識の醸成を図るとともに、住民のみならず行政職員も含めた景観づくりの担い手となる「人」の育成・支援やその人々が連携して活動しやすいよう、景観づくりのネットワーク形成に努める必要がある。

ア. 幅広い主体の参加と合意形成

【指針】

良好な景観とは、単に視覚的な面だけでなく、住民がその地域に愛着と誇りを持ち、守り育てることによって初めて形成されるものであることから、地域固有の景観特性を尊重するとともに、住民、事業者、市町村等の幅広い主体の参加と合意を得るよう努める。



住民が参加するワークショップの様子（西都市）



住民との意見交換会の様子（日南市）



住民が参加するワークショップの様子（日南市）



住民との意見交換会の様子（都城市高城町）

イ. 景観づくりの担い手の育成

【指針】

景観づくりは多様な分野の人々が相互に関連して進めていくものであることから、公共事業をきっかけとして、多様な分野・立場の人々によるネットワークを構築し、地域への関心・意識を高めるとともに、景観づくりの担い手を育成するよう努める。



景観セミナーの様子（宮崎市）



景観研修の様子（宮崎市）



景観講習会の様子（宮崎市）



景観研修の様子（宮崎市）

MEMO

(4) 環境の保全と向上

【指針】

豊かな自然環境は、多種多様な生物を育む貴重な資源であることから、生態系に配慮した自然環境の保全に努めるとともに、都市部においては、街路樹や花木の植栽や憩いの空間につながるオープンスペースの創出に取り組むなど、魅力ある公共空間の創出に努める必要がある。

ア. 住民・事業者・行政の連携

【指針】

地球環境問題が叫ばれる中、現代に生きる我々が、この貴重な環境を次世代に引き継ぐためにも、住民・事業者・行政が一体となって、景観形成が地球環境の向上につながるものとなるよう努める。

イ. 自然や生態系への配慮

【指針】

宮崎の温暖な気候と豊かな自然環境は、人々に潤いと安らぎを与える源であり、さらには、多様な動植物の生息地ともなっていることから、自然や生態系への影響を最小限にとどめるなど、自然環境に配慮することにより自然景観の保全に努める。



自然環境へ配慮した結果、自然景観の保全につながった例（延岡市）



自然環境へ配慮した結果、自然景観の保全につながった例（宮崎市）

ウ. 総合的な都市緑化施策の推進

【指針】

都市における潤いのある緑豊かな生活環境を確保し、豊かさとゆとりを実感できる生活環境を実現するため、都市公園等の整備を積極的に進めるとともに、地域住民や関係諸団体の積極的な参加と協力による緑地の保全及び緑化の推進など、総合的な都市緑化施策の推進に努める。

エ. 自然共生型のまちづくりの推進

【指針】

環境面をはじめとした緑のもつ多様な効果が複合的・効率的に発揮されるよう、道路・河川・公園緑地などが連携し、連続した緑や、結節点での緑の拠点の形成を進めるなど、効率的・効果的に緑を生み出してゆき、自然共生型のまちづくりの推進に努める。



(5) 地域の特性を生かし、活性化につなげる

【指針】

人々の営みや生業とともに育まれてきた農山漁村の景観や歴史的趣の残る景観などは、住民が共有する原風景となっていることから、自然環境や歴史的建造物等を保全するとともに、地場産材や伝統技術の利活用に努めるなど、地域特性に配慮した整備を行う必要がある。

ア. 景観づくりは地域づくり

【指針】

景観づくりは地域づくりであると捉え、景観形成の取組を通じて地域が活性化し、交流人口の増加や観光産業の振興に繋がるよう、賑わいやもてなしの空間・環境づくりに努める。



公共施設が賑わいやもてなしの空間となっている例（日向市）



公共施設が賑わいやもてなしの空間となっている例（宮崎市）

MEMO

イ. 地域特性を生かした景観形成

【指針】

無機質で画一的な印象とならないよう、地場産材等の積極的な利用を図るなど、地域の特性を生かした良好な景観形成に努める。



地場産材を活用し、整備を行った例（日向市）



地場産材を活用し、整備を行った例（日南市）

ウ. 色彩の調和

【指針】

施設の配色やデザインについては、その施設が見えるいくつかの視点場を想定し、各視点場からどのように見えるかを把握したうえで、周辺環境に配慮し、調和することを基本に検討するものとする。

また、既存の施設についても、塗り替えを行う際に、周辺の環境色と調和した色彩とするなど、周辺の景観と調和するよう努める。



彩度が高く浮きたった印象の水門の例（現状）



水門の色を変えて周辺と調和させた例（CG）

エ. 地域の風土、風景との調和

【指針】

人々の営みや生業とともに育まれてきた集落や田畑、住民により守りつがれてきた民族文化などが醸し出す景観は、住民が共有できる原風景となっていることから、地域の風土、風景の特徴を読み取り、周辺の景観に調和するよう努める。



石垣のある風景が守られている例（椎葉村）



棚田のある風景が守られている例（日南市）

オ. 地域の風情、情緒等への配慮

【指針】

神話・伝承ゆかりの地や古墳群のような古代の息吹をそのまま伝える貴重な文化的遺産、時代とともに形成されてきた町並みが残されている地域においては、地域固有の風情、情緒、たたずまいといった歴史的風致を損なわないよう努める。



西都原古墳群（西都市）

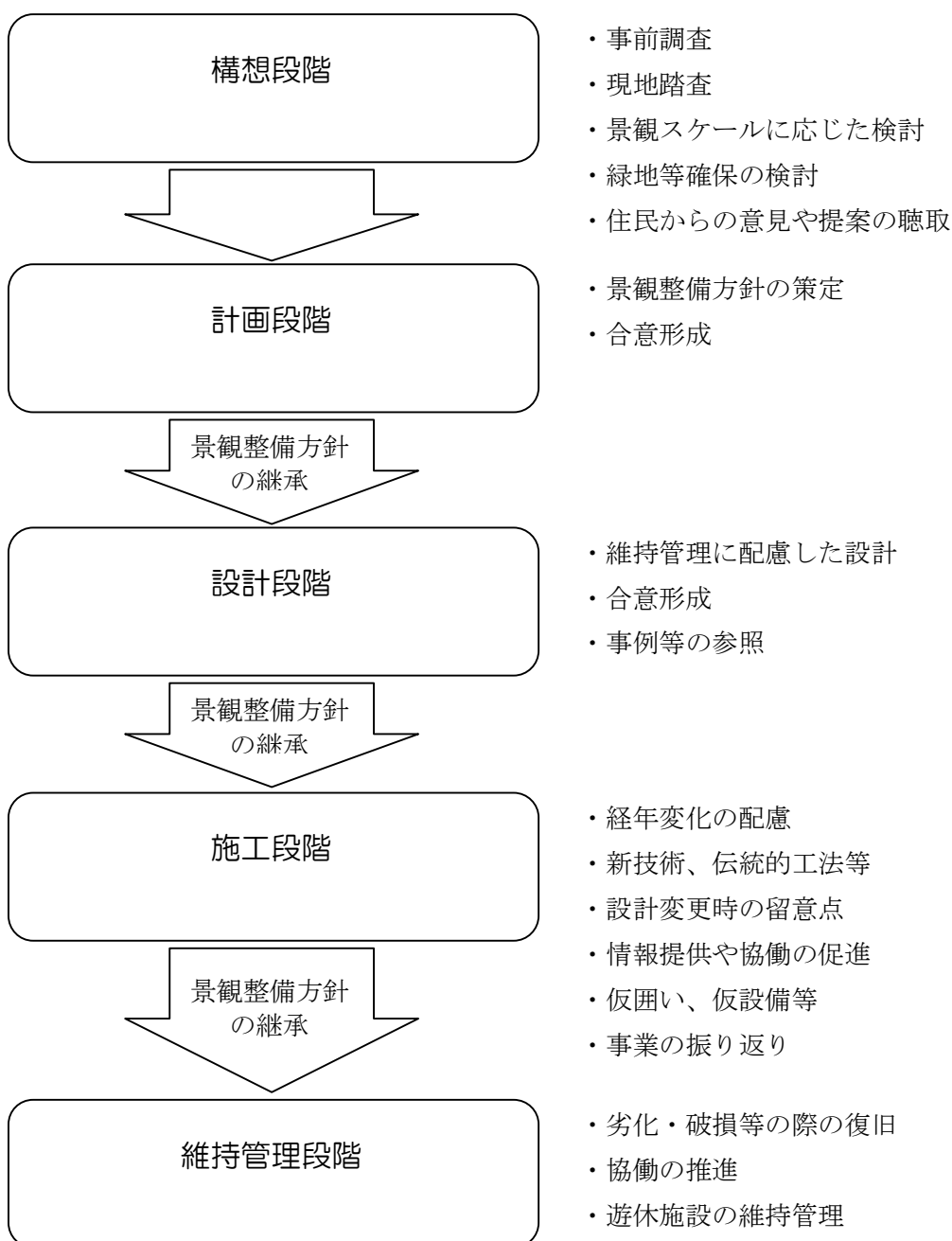


伝統的建造物群保存地区（日南市）

4 段階別配慮事項

公共事業を進めるにあたって、構想段階、計画段階、設計段階、施工段階、維持管理段階の各段階において配慮すべき事項を示す。

なお、各段階で検討した事項については、構想段階から維持管理段階に至るまで、その思想を引き継いでいくものとする。



(1) 構想段階

ア. 事前調査

【指針】

景観形成にあたり配慮すべき事項や景観形成の目標像を定めるために必要な情報を得るため、現地踏査を行うとともに必要に応じて文献調査を行う。

【ポイント】

◇文献やその他資料に基づき、当該事業周辺の景観や土地利用状況、当該地域における景観形成の目標像、景観に関する規制等の把握・抽出を行い、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を取りまとめる。

【具体的方法の例】

- ◇当該地域における景観形成の目標像とは、国、都道府県、市町村が定める当該地域の景観形成ガイドラインや指針等に示されるものである。今後、景観法に基づき策定される景観計画も想定される。
- ◇当該事業が景観法における景観重要公共施設に係る場合は、景観計画に定められる整備に関する事項（景観法第八条第2項第五号ロ）に即さなければならない。

イ. 現地踏査

【指針】

現地踏査では、景観資源の分布状況、地形、生態系、景観保全上重要な視点場からの視認性、空間の利用状況等、良好な景観の保全・創出の観点から留意すべき事項について調査する。

【ポイント】

- ◇景観整備の方針を取りまとめる際に必要な情報を得る観点から、当該事業周辺の景観や土地利用状況を現地にて確認するものとする。
- ◇景地形図や写真、文書から当該地の特性を読み取る訓練は必要であるが、現地に足を運び、予定地を歩くことで、もっとリアルで総合的な情報が得られる。
- ◇現場を知り、現場で考え、現場で決めることが基本である。

【具体的方法の例】

- ◇現地調査では、良好な景観が望める又は望めそうな地点（視点場）、周囲との視距離（次項参照）などを把握する。また、計画地の中から望める方向とその景観（内部景観）とともに、計画地の外から計画地の見え方（外部景観）の把握にも努める。
- ◇空間の利用状況、生活の状況などの把握においては、地域住民へのヒアリング調査やアンケート調査を行うことも検討する。

【参考事例】



発注者・設計者・住民等による現地踏査の状況
(西都市)



文化遺産を把握するための住民との現地調査
(日南市)

MEMO

ウ. 景観スケールに応じた検討

【指針】

景観は視点場と視対象の距離によって、「遠景」「中景」「近景」という景観スケールを創り出すことから、3つの景観スケールにおいてどのように見えるかを理解したうえで、景観形成の目標像を設定するとともに、各段階において必要となる検討事項の把握に努める。

【ポイント】

- ◇視点と視対象の距離によって、視対象の近景は「小景観」、中景は「中景観」、遠景は「大景観」という景観スケールを創り出す。景観スケールは、それぞれを連携させて関係付けることが重要である。視対象を含むある景観を3つの景観スケールにおいてどのように見えるかを理解することが、景観スケールを使った景観把握の意義である。
- ◇当該事業における整備に「対象となる施設や空間」と「対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係」の両者を包括した景観の目標像を把握する必要がある。

【具体的方法の例】

(遠景)

- ◇遠景は地域全体を包含する広がり景観を捉える。主に調査、計画段階で検討する。
- ◇検討する際の地図の縮尺はおおむね 1/20 万～1/2.5 万。

(中景)

- ◇中景は集落の連続性などまとまりの景観を捉える。調査、計画、設計段階で検討する。
- ◇検討する際の地図の縮尺はおおむね 1/2.5 万～1/2500。

(近景)

- ◇近景は建物など個々の景観要素の連続性や調和による景観を捉える。主に計画、設計段階で検討する。
- ◇検討する際の地図の縮尺はおおむね 1/2500 万～1/500。

【参考事例】



「遠景」－対象地域をとりまく地形の状況まで読み取れるスケールの例（日向市）

遠景域は、大きな植生分布の変化がわかる程度の領域で、中景域以遠（2.1～2.8kmより遠く）と言われている。



「中景」－集落や農地のまとまりとして認識出来るレベルの例（椎葉村）

中景域は、樹冠6mないし8mの樹群のテクスチャ（肌理(きめ)）が認識しやすい領域で、視点から340～460mから2.1～2.8kmの範囲と言われる。



「近景」－住民の日常的な視線で認識出来るレベルの例（日向市）

近景域は、樹木1本1本の葉、幹、枝振りなどの樹木の特徴がわかる領域で、視点から340～460mまでと言われる。

MEMO

エ. 緑地等確保の検討

【指針】

緑地やオープンスペースは景観の保全のみならず、住民の生活環境の維持向上など多くの機能を有していることから、景観上保全すべき箇所を把握したうえで、新たに確保すべき緑地やオープンスペースについて、構想段階から戦略的に検討するよう努める。

【ポイント】

◇緑地やオープンスペースは、施設整備の際に発生した未利用地の活用方法として取り扱われることも少なくなかったが、良好な景観形成を進めるうえでは、緑地やオープンスペースの果たす役割を踏まえ、当初から確保すべき空間として計画する視点が必要である。

【具体的方法の例】

◇河川や幹線道路の街路樹などは軸となる緑、公園や公共施設の緑は拠点となる緑であるなど公共事業が生み出す緑地やオープンスペースは景観上重要な緑であり、県民や観光客等の目に触れる機会も大きいことから、構想段階から情報公開を行って、景観影響について幅広く意見収集に努める。

◇なお、市街地部や住宅地などの緑地やオープンスペースの戦略的な確保については、「宮崎県広域緑地計画」や市町村策定の「緑の基本計画」との整合を図る。



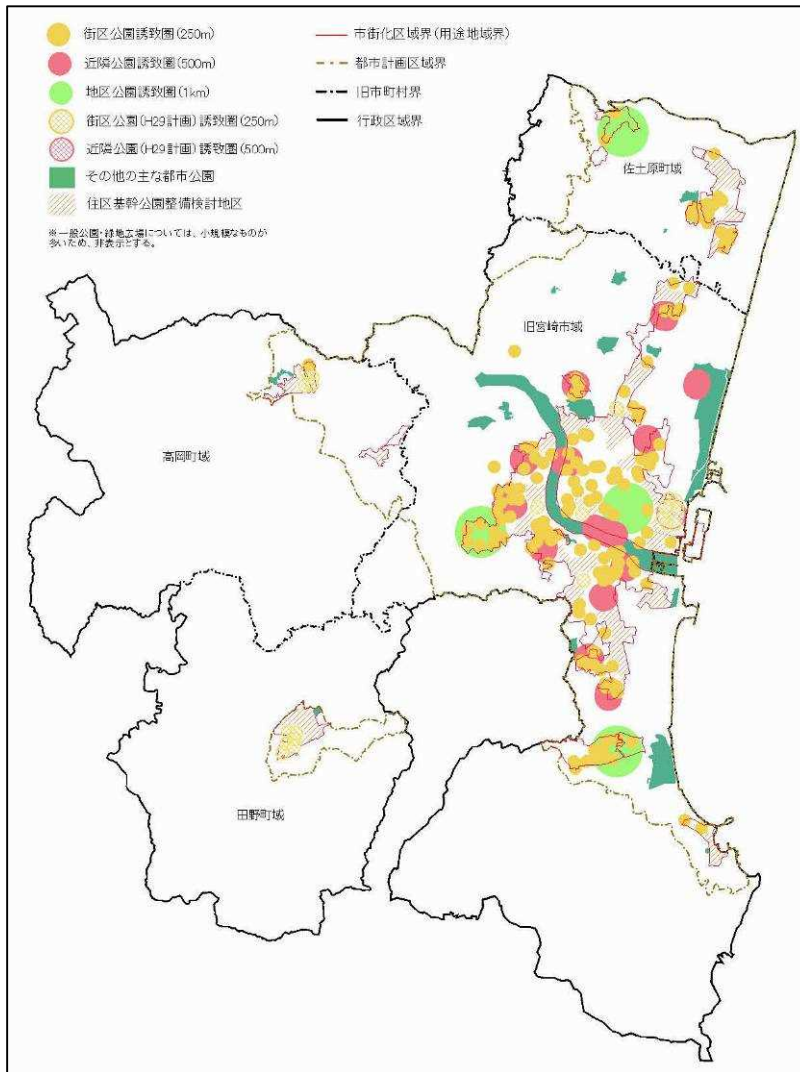


図 4-1 都市公園等の配置方針の例(出典「宮崎市緑の基本計画」)

【参考事例】



幹線道路に面して開放的な緑地を確保した例
(宮崎市)



駅前広場に開放的な緑地を確保した例
(日向市)

オ. 住民からの意見や提案の聴取

【指針】

現に良好な景観が保全されている地域において実施する事業や、規模が大きく景観への影響が大きな事業などについては、構想段階から幅広く情報提供を行い、住民等の意見や提案を聴取するよう努める。

【ポイント】

- ◇住民参画促進においては双方向のコミュニケーションとなるように、事業特性等を考慮し、住民・関係者等が当該計画について理解を深め、意見を形成するために、必要な情報を適切な時期、方法により住民・関係者等に積極的に提供するとともに、住民・関係者等が当該計画に関して有している意見の把握に努める。
- ◇折角聴取した住民等の意見を、すでに着手してしまった等により計画内容の見直しに反映できないようでは問題があるため、計画内容を柔軟に見直しができる早い段階から、十分な期間を設けて広範な意見を聴取するよう努める。

【具体的方法の例】

◇住民・関係者等とコミュニケーションを行うには様々な手法がある。例えば、広報資料やホームページ、新聞等のメディア等を活用した広範な情報提供手法や、ヒアリングやアンケート、パブリックコメント等の実施による意見把握の手法、さらに、説明会や公聴会、住民・関係者等の参加する協議会、ワークショップ、オープンハウス等を開催し、対面で意見交換・聴取を行う手法等がある。これらのコミュニケーション手法の選択においては、次の4点を考慮する必要がある。なお、複数の手法を組み合わせて活用する等、適切に実施することが望ましい。

- ① コミュニケーションの目的（情報提供、意見把握等）
- ② 対象者
- ③ コミュニケーション手法の特性（メリット、デメリット等）
- ④ 予算や時間等とのバランス



住民等に事業特性を提供している例（延岡市）



住民に事業特性を提供している例（都城市高城町）

表 4-1 コミュニケーション手法の例

方向性	コミュニケーション手法の例	主な対象者
情報提供	広報資料（ニュースレター等）	配布地域の住民
	新聞・雑誌等	一般市民
	マス・メディア（テレビ、ラジオ等）	一般市民
	ホームページ	関心者
	メーリング・リスト	関心者
	インフォメーション・センター	インフォメーション・センター (地元住民、一般市民)
意見把握	関係地域・団体の代表者等へのヒアリング	関係地域の住民、関係団体等
	アンケート（ハガキ、HP 等）	関係地域の住民、関心者等
	FAX、フリーダイヤル、Eメール	一般市民
	パブリック・コメント	関心者等
対応の公表 意見整理	関係地域で開催される説明会・公聴会等	関係地域の住民、関係者、関心者等
	協議会、座談会	地権者、地域住民等
	関係者、関心者等の代表者によるワークショップ	関係者、関心者等
	関係地域で開催されるオープンハウス	関係地域の住民等
	関係地域で開催されるイベントへの参加	一般市民等
	フォーラム、シンポジウム	一般市民等

(2) 計画段階

ア. 景観整備方針

【指針】

対象となる施設とその周辺景観との関係を考慮したうえで、景観形成の基本的な考え方や方向性を定め、その場所に適した施設の規模、配置及び工種を選定する。

【ポイント】

◇現地踏査の結果などを踏まえて設定した景観形成の目標像を具現化するため、構想段階よりも具体的な景観整備方針を立案する必要がある。

【具体的方法の例】

◇事業の特性を踏まえつつ、「景観整備方針」として以下の事項を定める。

- ①当該事業における景観形成の目標像（当該事業における整備の「対象となる施設や空間」と「対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係」の両者を包括した景観形成の目標像）
- ②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係における基本的な考え方
 - －周辺の景観等への配慮の考え方
 - －住民等の利用を考慮した整備の考え方 等
- ③施設や空間そのものの景観形成の具体的な方針
 - －施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方
 - （例）背景となる自然地物と調和する構造物の規模・配置の考え方
 - 構造特性等を活用した形状等の考え方
 - 構造物及び施設全体のデザイン等の統一性、一貫性を確保するための考え方
 - －細部設計、材料等選定の考え方 等



イ. 合意形成

【指針】

良好な景観は国民共通の資産であるという景観法の基本理念にかんがみ、計画の初期段階から幅広い主体の参加により良好な景観の保全・創出に向けた合意形成が図られるよう住民等への情報提供を行い、意見や提案を聴取するよう努める。

【ポイント】

- ◇ 景観の形成や保全における市民の役割は大きい。良好な景観形成にあたっては、単に物理的に景観要素を保全したり、構造物のデザインを工夫したりすれば良いというものではない。
- ◇ 整備後も、草取りなどの維持管理、広場などでのイベントや祭りによる賑わいづくり、生活などの一部として活用されてはじめて地域の文化となり、そして良好な景観が形成・維持される。

【具体的方法の例】

- ◇ 合意形成のためには、市町村やNPOとの連携、既存の検討組織（町内会、PTAなど）など各主体の多様な関わりをもち、互いに理解し、尊重し、信頼しあえる関係を構築するよう努める。
- ◇ 合意形成のためには、関わりある人がお互いの立場や考え方を理解した上で行う必要があるため、意見交換を円滑に行うなどにより、情報を共有する仕組みづくりに配慮する。
- ◇ 合意形成のためには、手順を踏んで、一步一步理解し合うことが重要であり、記録に残すなどにより、議論のプロセスを大切にできるよう努める。

【参考事例】



合意形成のためのワークショップの様子
(延岡市)



合意形成のための社会実験の様子（日向市）

(3) 設計段階

ア. 維持管理に配慮した設計

【指針】

公共施設が目的とする機能性及び安全性を確保しつつ、将来的な維持管理も念頭において、周囲の景観に調和した設計を行う。

【ポイント】

- ◇ 自生植物の植栽による育成管理の省力化、歩道幅員に見合った街路樹選定による剪定作業の軽減など、あまり手間がかからないような緑化に努める。
- ◇ 管理者が事業者と異なる場合は、整備・管理水準や用いる材料など、施設の維持、補修等に関わる事項について調整しておくことが望ましい。

【具体的方法の例】

- ◇ 植栽維持管理に関しては、改築時から将来の管理を見据えた植栽配置や手間のかからない植生にする等の工夫や、防草対策などの施工などが考えられる。

【参考事例】



グランドカバープランツを植栽帯に使用した例
(宮崎市)



法尻に防草対策を行った例 (宮崎市)

MEMO

イ. 合意形成

【指針】

公共施設の整備は、景観の基盤ともいえ、周辺の景観に与える影響は非常に大きいことにかんがみ、必要に応じて事業実施後の景観を模型やコンピュータ・グラフィックス等を用いて、その影響を評価するとともに、説明会の開催等により周辺住民との十分な合意形成に努める。

【ポイント】

◇景観の予測・評価に当たって、フォトモンタージュやスケッチパース、コンピュータ・グラフィックス、模型などの景観予測手法を用いることは景観形成に携わる関係者が互いに共通の認識に立つことができる点で有効である。

【具体的方法の例】

◇事業後の景観をフォトモンタージュや模型などを用いて視覚的に示すことにより、住民等が事業後のイメージを把握しやすくなるとともに、具体的な改善案などの意見が集めやすくなる。

表 4-2 計画予測の視覚的手法

予測手法	特徴	留意点
スケッチパース (対象事業完成後の景観を透視図法によって描く方法)	◆概略の図面をもとに、事業のイメージや形状の検討、確認等をする場合に活用することが適している。	◆描く人間の描写能力により再現性が大きく左右されるため、フォトモンタージュより再現性は劣り、厳密な景観予測には適さない。
フォトモンタージュ (撮影した写真の上に、対象事業の完成予想図を合成して、景観の変化を予測する方法)	◆景観の予測手法として最も一般的に用いられている方法であり、再現性に優れ、現状の景観と事業実施後の景観を端的に比較する場合に適している。	◆現状の写真がベースとなるため、現状で写真が撮影可能な視点場である必要がある。
コンピュータ・グラフィックス (現状の景観と対象事業の完成予想図の両方について、コンピュータを用いて3次元で描写する方法)	◆CGはデータの部分的追加や変更によって予測内容を変更することが比較的容易ため、複数の視点場から対象物を確認したり、1つの視点場から対象物を複数比較検討したりする場合などに適している。	◆一般的に時間、費用の両面からコスト高である。(ただし、多数の視点を想定する場合や走行動画として活用する場合、また天候や季節変化を反映する等多ケースが想定される場合は費用対効果の面でメリットもある。)

予測手法	特徴	留意点
<p>模型</p> <p>(3次元の空間を、縮尺を変えて3次元媒体によって再現したもの。周辺地域を含めて対象事業の内容を表現し、模型上の主要な視点場から、場合によりファイバースコープ等を用いた写真によって景観の変化を予測する)</p>	<p>◆遠景、中景、近景あるいは鳥瞰、俯瞰、アイレベルなどあらゆる視点から確認することが可能であるため、対象をあらゆる角度から検討する場合や形状や空間を具体的に確認する場合などに適している。</p> <p>◆特に、公共事業が対象とする長大な施設や空間の全体像の表現が容易であり体感的に理解しやすいため、住民参加活動等のツールとしても活用されるケースが多い。</p>	<p>◆模型は、目的に応じて、完成模型と検討用模型(スタディ模型)との2種類に大別される。検討用模型は、安価で加工が容易な材料を用いるものであり、再現性と精度にやや劣るものの操作性には優れ、予測と評価を頻繁に繰り返す際の検討ツールとして有効である。</p> <p>◆模型の制作にあたっては、目的によって作成するレベル、縮尺や材料、仕上げ方法等を検討する必要がある。</p>

【参考事例】



コンピュータ・グラフィックス(CG)を活用した説明会等の例(日向市) 模型を活用した説明会等の例(日南市)



工事着手前に製作された1/3スケールの駅舎大屋根部分の模型(日向市)



ウ. 景観整備方針の継承

【指針】

設計段階では構想段階及び計画段階で合意された景観整備の方針が確実に盛り込まれていることを確認するとともに、景観整備の方針が施工段階、維持管理段階に継承されるよう必要な措置を講じるものとする。

【ポイント】

◇ 景観整備の方針が計画段階から設計段階に移行する際に、その経緯を協議メモや引継文書等において継承されるようにする。

【具体的方法の例】

- ◇ 設計時には、計画時から時間が経過していること、詳細な検討を行うことにより、景観方針を一部見直す必要が生じた場合には、変更内容や変更理由について設計図や設計概要書等に記録し、次の段階に引き継いでいくことが望ましい。
- ◇ 各事業課で作成している設計協議メモに景観整備の方針に関する記述もあわせて記載する。

【参考事例】



景観整備の方針を多様な主体が参加し議論をしている様子（日向市）



景観整備の方針を多様な主体が参加し議論をしている様子（宮崎市）

MEMO

エ. 事例等の参照

【指針】

設計にあたっては、当該事業対象地の条件に類似する事例を参照して経年変化等の予測を行う。ただし、具体的な設計の内容・方法は地域毎の景観特性によって異なるため、デザインの短絡的な引用は避けるものとする。

【ポイント】

◇各分野で作成されている景観形成ガイドラインを参照し、景観形成の基本的な方向性・考え方や、それに対応する整備手法等の検討を行う。但し、具体的な設計の内容・方法は地域毎の特性によって異なるため、デザインの短絡的な引用は避けるべきである。

【具体的方法の例】

◇平成15年7月に策定された「美しい国づくり政策大綱」に基づき、事業執行の各段階で活用するものとして、基本的視点や検討方法、手続きの考え方など地域を問わず全国的に適用すべき基本的事項、意匠・色彩の計画や施工方法など地域特性に応じて適用する参考的事項を明解にかつ可能な限り網羅的に整理したガイドラインが策定されている。

- ・ 「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」(平成21年4月)
- ・ 「道路デザイン指針」(平成17年3月)
- ・ 「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」(平成16年3月)
- ・ 「河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」(平成18年10月)
- ・ 「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」(平成19年2月)
- ・ 「海岸景観形成ガイドライン」(平成18年1月)
- ・ 「港湾景観形成ガイドライン」(平成17年3月)
- ・ 「航路標識整備事業景観形成ガイドライン」(平成16年3月)
- ・ 景観形成ガイドライン『都市整備に関する事業』(案)(平成17年3月)
- ・ 「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」(平成17年3月)
- ・ 「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」(平成16年5月)
- ・ 「美の里づくりガイドライン」(平成16年8月)
- ・ 「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」(平成18年5月)

【推奨する図書等】

- ◇九州の風景 ～風景立国九州 美しい九州づくりに向けて～ 平成 18 年 4 月
美しい九州づくり懇談会 (<http://www.qsr.mlit.go.jp/chiiki/kyusyu/conference/fuukei.pdf>)
- ◇国土技術政策総合研究所資料 景観デザイン規範事例集
(道路・橋梁・街路・公園編)
- ◇国土技術政策総合研究所資料 景観デザイン規範事例集 (河川・海岸・港湾編)
- ◇

【参考事例】



歴史的背景や史実に基づいたデザインを採用した例 (宮崎市)



(4) 施工段階

ア. 景観整備方針の継承

【指針】

発注者、施工者及び設計者は当該事業に関して、構想段階から設計段階までの過程で合意された景観整備の方針が継承されるよう、お互いに意思疎通を図り、景観形成に関する共通認識を持つよう努める。

【ポイント】

◇構想段階から計画段階、計画段階から設計段階、設計段階から施工段階へと継承してきた景観整備の方針を維持管理段階へ継承していくものとする。

【具体的方法の例】

- ◇景観整備方針については、設計段階から施工段階に移行する際、担当者間で何らかの文書で引き継ぎを行うよう配慮する。
- ◇設計までに継承された景観に関する方針を理解し、施行への適切な反映や現場での柔軟な対応に努める。
- ◇設計までに継承された景観に関する方針を施行へ適切に反映するため、必要に応じて設計者を施工監理やデザイン監理の支援を要請するなどの検討も行うことよう努める。

【参考事例】



行政、設計者、施工者が現場で確認を行っている様子（西都市）

MEMO

イ. 経年変化の配慮

【指針】

施工にあたっては、供試体を設置するなどして、当該環境下における対象物の実際の見え方や印象を確認するとともに、必要に応じて一定の期間継続して設置することによる見え方の変化や汚れ・劣化等の確認や予測を行う。

【ポイント】

◇一般に公共工事で使用される様々な部材の汚れや劣化を避けることは出来ないが、これらが利用者にとって不快なものにならず、むしろエイジング効果（年月を経て備わる風格や味わい）となって現れるような形態意匠や材料の選定に努めることが重要である。

【具体的方法の例】

◇景観舗装において美観を保つことは重要な要素である。したがって恒久的な舗装が要求される場合は、汚れや退色等により景観舗装材としての機能が低下するような舗装は採用しないようにすることが必要である。

◇法面緑化工事などでは、植生が育った後の予測を行う。

◇河川等の護岸工事などでは、魚類などが生息できる環境の予測を行う。

◇石積みの改修工事などでは、補修する新しい石材との質感の違いに配慮する。

【参考事例】



供試体を設置し、劣化状況等を確認している様子
(西都市)



舗装材を敷設し、劣化状況等を確認している様子
(日南市)

MEMO

ウ. 新技術、伝統的工法等

【指針】

新しい技術や現在では殆ど行われていない伝統的工法等による施工を行う場合は、実際に用いる施設・構造物等の試験施工を行い、現地での適応性やその効果等を確認する。

【ポイント】

- ◇新工法の活用により、地形の改変量を減らし、環境への負荷を低減することは良好な景観を形成するうえで有効である。
- ◇良好な景観形成においては、その地域が持つ歴史、文化等の特性を把握した上で、その地域に馴染んだものを作る必要がある。

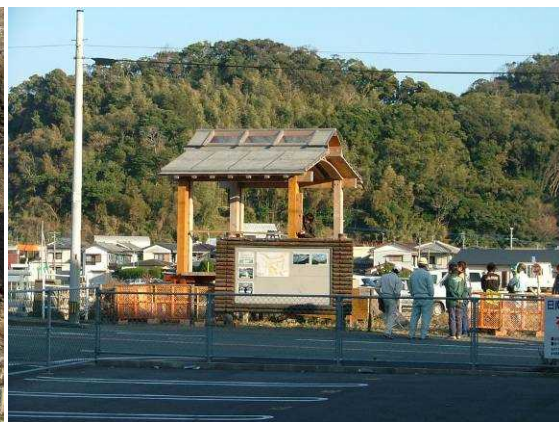
【具体的方法の例】

- ◇新技術の採用については、新技術情報提供システム（New Technology Information System : NETIS）登録の技術など、既往の整理された技術を参考にする。
- ◇伝統的工法については、大学等の研究機関、伝統技術を継承している技術者などと連携しながら、社会実験等による検証を経て採用を検討する。

【参考事例】



試験施工により、適用性や効果の検証を行った例
(西都市)



試験施工により、適用性や効果の検証を行った例
(日南市)

MEMO

エ. 設計変更時の留意点

【指針】

施工の容易さなどの理由から安易に設計が変更され、構想段階から設計段階までの過程で合意された景観整備の方針が損なわれることが無いよう留意するものとする。

【ポイント】

- ◇ 構想段階から設計段階の過程で合意された景観整備方針が施工段階で損なわれないよう、原則として変更しないことを基本に整備を行うことが望ましい。
- ◇ 景観整備の方針は時間の経過に伴う周辺情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直すことが出来る。ただし、見直しにあたっては、景観形成の取り組みの統一性を確保するため、既に検討済みの部分との整合を図ることが必要である。

【具体的方法の例】

- ◇ 施工時には、現場の状況により、景観方針を一部見直す必要が生じた場合には、変更内容や変更理由について竣工図等に記録し、施設管理者に引き継いでいくことが望ましい。
- ◇ 現場の状況により、景観方針を一部見直す必要が生じた場合には、必要に応じて設計者を施工監理やデザイン監理の協力、支援を要請するなどの検討も行うことよう努める。



オ. 情報提供や協働の促進

【指針】

維持管理、清掃活動等に関して住民等の幅広い主体の参加が得られるよう、情報提供や協働の促進に努める。

【ポイント】

◇住民がその施設に愛着を持っていただけるよう、積極的な情報提供を行うとともに、住民、事業者、市町村等の幅広い主体との協働を促進するよう努める。

【具体的方法の例】

◇地域住民等と連携・協働の体制構築に向けて、住民等の維持管理への参画に対する問題点を把握する。問題点としては、参加の機会がない、参加の方法が分からない、などが考えられる。

◇公共事業における景観形成を官民協働で取り組むことにより、地域住民の理解も深まり、施設整備後の美化・清掃活動等の維持管理への参加にもつながるものと考えられる。このため、早い時点からの地域との連携・協働体制を検討するなどの工夫を行うことが重要である。

◇事業者は、管理者へ事業の景観形成方針及び設計・施工時の意図を伝えるとともに、管理に有益な情報を取りまとめた手引き書等を作成し、引き継ぐよう努める。

◇住民等の維持管理への参画に対する問題点が公共施設の構造上の問題であれば、可能な範囲で改善するよう努める。

【参考事例】



住民への情報提供を行いながら、施工を行った例
(西都市)



住民と協働で道路植栽を行った例（宮崎市）

カ. 仮囲い、仮設備等

【指針】

公共事業の施工段階で必要となる仮囲いや仮設備等の設置、建設資材等の仮置きについては工事期間中の一時的なものであるものの、装飾性の強いデザインや色彩を避けるなど周辺の景観に配慮する。

【ポイント】

- ◇工事用仮囲いは、工事区域の外周に設置され、空間を大きく占有するため、景観に与える影響が少なくないことから、まちなみの魅力が損なわれないよう十分配慮することが望ましい。
- ◇工事施工中であっても、その地域の景観を構成するひとつの要素となることから、一時的なものとして捉えるのではなく、敷地の周囲を緑化したり、建設資材等の見え方を工夫するなどして、工事中の景観に配慮することが望ましい。

【具体的方法の例】

- ◇仮囲いを景観に影響を与えている景観構成要素の一つとして捉え、デザインされた仮囲いを設置したり、ライトアップを行う取組も行われている。
- ◇まちなかの建築現場などは、人の背丈を超える鉄板で囲われており、一時的ではあるが街並みが分断されてしまうため、仮囲いの周囲にフラワーポットを設置するなどにより、マイナス要因の軽減に努める。

【参考事例】



仮設物において景観への配慮を行った例（CGによるシミュレーション）（宮崎市）

MEMO

キ. 事業の振り返り

【指針】

事業完了時はもとより、事業の途中段階においても、利用者や施設管理者の視点も踏まえつつ、それまでの景観形成の取組を振り返り、その成果と課題を明らかにすることによって、今後の整備手法の改善や同様の事業に対する応用、さらには維持管理段階の取組に役立てていくものとする。

【ポイント】

◇事業完了時のみならず、事業の途中段階においても、事業により形成された景観が当該事業における「景観整備の方針」に基づき適切に形成されているか、見直しが必要かについて評価を行い、必要に応じて改善措置等を検討する。

【具体的方法の例】

◇事業完了時には、構想段階に立案した景観形成の目標が達成されたかどうか、達成できた（又は達成できなかった）要因は何か、などについて事後評価を行うことが望ましい。

◇事業完了時に関わらず、途中段階においても、構想段階に立案した景観形成の目標が達成されたかどうか、達成できた（又は達成できなかった）要因は何か、などについて中間評価を行うことが望ましい。

◇評価の結果、景観形成の目標が達成されなかった場合は、改善案を立案し、改善に努めることが望ましい。

【参考事例】



道路景観診断の一環で現地調査を行っている様子（日南市）



利用者に対してアンケートを取っている状況（宮崎市）

MEMO

(5) 維持管理段階

ア. 景観整備方針の継承

【指針】

構想段階から施工段階までの過程で継承されてきた景観整備の方針に基づき、適切な維持管理に努める。

【ポイント】

◇ 構想段階から計画段階、計画段階から設計段階、設計段階から施工段階へと継承してきた景観整備の方針を維持管理段階へ継承し、適切な維持管理を実施していくことが重要である。

【具体的方法の例】

◇ 景観整備方針については、施工段階から維持管理段階に移行する際、担当者間で何らかの文書で引き継ぎを行うよう配慮する。

◇ これまでに継承してきた景観形成に関する方針、設計方針、施工時の配慮点などを理解し、維持管理に活かしていくよう努める。

【参考事例】



沿道修景美化条例に基づき管理されている修景
植栽地（宮崎市）



草取りなどの維持管理があまり行き届いていない例

MEMO

イ. 劣化・破損等の際の復旧

【指針】

時間的経過とともに、気象条件あるいは人為的な行為によって、施設等の劣化、破損、変形等が生じた場合は、構想段階から施工段階までの過程で継承されてきた景観形成の方針が損なわれたり、周辺景観との不調和が生じないように復旧を行う。

【ポイント】

◇ 公共施設は必ずしも永久的な構造物だけではなく、維持・修繕といった補修を繰り返しながら管理するものである。美しい景観を維持していくためには、施設等の劣化、破損、変形等が生じた場合は、補修工事を迅速に行うことはもちろんのこと、周辺景観との不調和が生じないように違和感のない復旧を行う必要がある。

【具体的方法の例】

- ◇ 復旧の際には、景観形成の方針として受け継いできた文書、設計図などを再度読んで意図を理解する。
- ◇ 石材や木材などで出来た構造物の場合は、時間の経過とともに色が変わってきているため、復旧箇所がなるべく違和感なくみえるよう配慮する。（石材の場合はできるだけ再利用を検討する。金属の場合はエイジング塗装の採用なども検討する。）

【参考事例】



素材や形状が一致していないため、違和感が生じている例



一体的に改修がなされなかったため、違和感が生じている例

MEMO

ウ. 協働の推進

【指針】

良好な景観とは、単に視覚的な面だけでなく、住民がその地域に愛着と誇りを持ち、守り育てることによって初めて形成されるものであることから、公共施設の維持管理、清掃活動等に関して、住民、事業者、市町村等の幅広い主体の参加が得られるよう努める。

【ポイント】

◇景観づくりには多様な主体が自ら積極的に景観形成活動に参加することが重要であり、公共施設の維持管理を契機として、住民が景観づくりに主体的に取り組む協働の体制づくりを進めることが望ましい。

【具体的方法の例】

◇地域住民等と連携・協働の体制構築に向けて、住民等の維持管理への参画に対する問題点を把握する。問題点としては、草取りや落ち葉拾いを行う時に必要となるカマなどの道具の確保、生じたゴミを処理するためのゴミ袋等の経済的な負担などが考えられる。

◇清掃道具の確保やゴミ袋等購入の費用的な問題については、自治体や企業などの支援制度等の活用できる場合があるので、適用の可能性を検討する。

【参考事例】



住民、事業者等の参加により、橋梁の清掃に取り組んでいる例（日向市）



住民、事業者等の参加により、河川の維持管理に取り組んでいる例（延岡市）

MEMO

エ. 遊休施設の維持管理

【指針】

施設等の統廃合に伴い遊休化した施設については、景観の阻害要因となりやすいことから、施設の利活用を促進するとともに、利活用が見込めないものについては、解体・撤去や修景を施すよう努める。

【ポイント】

◇人口減少などの要因によって遊休化した施設等については、施設が有する機能や立地条件等を考慮したうえで、地域の活性化に資する利活用方法とすることが望ましい。

【具体的方法の例】

- ◇利活用の方法の検討にあたっては、地元住民はもとより、広く県民に意見を求める手法も考えられる。
- ◇廃校となった小学校校舎を活用して、福祉施設として再生した事例がある。
- ◇廃線となった軌道敷きを道路や遊歩道として活用した事例がある。

【参考事例】



廃校となった小学校校舎を活用し、共生型福祉施設として再生させた例（五ヶ瀬町）



廃線を遊歩道に再生させた例（日之影町）

MEMO

5 共通指針

公共施設における良好な景観の形成を図るため、共通する項目について配慮すべき事項を以下に示す。

(1) 法面

ア. 地形改変の軽減

【指針】

法面の発生は景観に与える影響が大きいことから、可能な限り地形の改変を避け、法面の回避・縮小を図るとともに、既存樹木の保全を図るよう努める。

【ポイント】

- ◇法面は、自然景観を背景とし、一般的に規模が大きく、連続的に存在することが多いことから、周辺景観に対して違和感を与えないように留意することが重要である。
- ◇大地の姿である地形は、風景となっておりその地域の個性をなしており、地形を尊重することが基本となる。
- ◇地形に馴染んだ設計とすることは、結果として自ずと美しいものになるということを確認する必要がある。

【具体的方法の例】

- ◇道路の場合、長大法面が発生しないようなルート選定に心がけ、土工量と法面積の減少に努める。
- ◇法面の規模に応じて法肩、法尻に丸みをもたせることに配慮する。
- ◇一つの法面、あるいは連続した法面では、できるかぎり統一した法面処理とすることに配慮する。

【参考事例】



地形を尊重した道路整備を行った例（宮崎市）



既存樹木の保全を図った例（都城市）

MEMO

イ. 植生回復の考慮

【指針】

法面が発生する箇所では、法面と自然地形とのスムーズな連続性を確保することにより、植生に覆われ、最終的に自然が回復して地域の景観・環境の中に埋没していくように整備するよう努める。

【ポイント】

- ◇法面と自然地形とのスムーズな連続性を確保するためには、ラウンディング、元谷造成、グレーディング等のアースデザインの手法が有効である。
- ◇アースデザインには、法面の浸食防止効果があるほか、自生種の進入を促し、自然復元が短期間でなされる可能性を高める効果がある。
- ◇植生の自然度を把握した上で判断する。天然林や湿原環境は一旦改変が加わると復元が困難であるが、ススキやアカマツ林等では改変されても復元する可能性が高い。

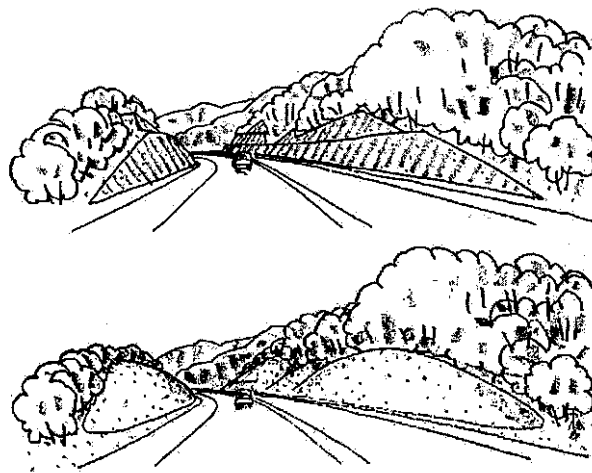
【具体的方法の例】

- ◇植生による法面処理を行うとともに、周辺の植生の四季の変化になじむよう配慮する。法尻は低木、花木、擁壁等により修景するなど周辺の景観との調和に配慮する。
- ◇自ら自然の回復を図り安定的な植生生育の源となる表土の活用に努める。
- ◇造成によって伐採される樹木についても、それまでに生育してきた時間的な蓄積は貴重であり、景観的効果が大きい大径木については移植による活用を検討する。大径木でなくても、資源確保のため有効活するよう努める。
- ◇防草を目的として法尻付近をモルタル吹き付けやコンクリート2次製品で被覆した場合、周辺の状況によっては、景観と不調和となる場合があるので、十分な検討をしたうえで、施工することが望ましい。

【参考事例】



自然地形との連続性が保たれている例（都城市）



標準案
人工的な印象が残る

改良案
元谷造成とラウンディング
による造成

図 5-1 元谷造成とラウンディング(出典:道路土工 切土工・斜面安定工指針(平成 21 年 6 月))



(2) 擁壁

ア. 擁壁採用時の十分な検討

【指針】

擁壁は法面に代替する構造物として、法面の面積を減らす効果がある一方、擁壁部には将来的に自然が回復することはないことから、その設置にあたっては、十分な検討を行う。

【ポイント】

◇ 擁壁は、のり長の長い盛土法面、特に道路横断方向に地形が下がり勾配である場合において地形改変を小さくでき、生物相の保全にも有効である。

【具体的方法の例】

- ◇ 擁壁を設置する場合は、擁壁の高さを抑えるなど、長大とならないよう努める。
- ◇ 大規模な造成を回避できるため、住宅地域などにおける宅地保全と地域景観の保全の効果が見込める。



イ. 圧迫感、違和感の軽減

【指針】

圧迫感や景観との違和感を避けるため、シンプルな形態や調和する材料の使用に努めるとともに、植栽や表面処理等により、目立たないものとなるよう努める。

【ポイント】

◇自然環境の中に人工的に作られる擁壁は、周辺環境と調和させる必要があり、シンプルで目立たないものとするのが望ましい。そのためには、天端のラインを通すといった工夫を取り入れるとともに、隣接する区間の勾配が異ならないようにすることが効果的である。

【具体的方法の例】

- ◇盛土法面の擁壁では天端ラインを通すことは容易であるが、切土の場合でも法面を伴うものとする事で、擁壁の天端を通すことが可能である。
- ◇擁壁を設置する場合は、擁壁が見え隠れする程度の緑化でも十分な効果が得られることから、植栽による目隠しなどができないか検討する。
- ◇擁壁を目立たなくするためには、つる植物での植栽や前面への植栽により擁壁面をできる限り隠したり、小段を設けて植栽することや擁壁の表面処理により、周辺の景観との調和を図り、圧迫感を軽減させることに配慮する。
- ◇擁壁の種類には、コンクリート擁壁、ブロック積擁壁、石積擁壁、緑化型補強土壁等があり、各々で道路の趣きが異なったものとなるため、周辺の景観との調和を図り、素材の特性や植栽等との組み合わせにも配慮する。

【参考事例】



隣接する擁壁の勾配が異なっており不自然な印象となっている例



法面の緑化により、その奥の擁壁を見えにくいように配慮した例（諸塚村）

(3) 護岸

ア. 周辺景観との調和

【指針】

護岸の構造、形態、意匠及び素材については、周辺の景観と調和させるとともに、生態系の保全を図るよう努める。

【ポイント】

- ◇多自然型川づくりの通達以降、護岸緑化等構造物の工夫はみられるものの、画一的な整備の域はでていないものが多い。人工的な護岸整備をする際には、なるべく自然に近い景観が形成されるよう配慮する必要がある。
- ◇水際部の構造は、川に澄む生育環境として重要である。護岸整備を行う場合には、水際の植生などとともに、仔稚魚の生息の場、洪水時の避難の場、外的から隠れ場となっていることを認識する必要がある。

【具体的方法の例】

- ◇自然河川においては、構造、形態及び意匠の工夫や天然の素材を用いることにより、護岸を目立たせないように配慮する。
- ◇人工河川においては、素材に自然石を用いるなどにより、控え目な意匠等となるよう配慮する。
- ◇上流、中流、下流に応じて、それぞれ周辺の景観に対応した素材を選定するとともに、護岸の連続性に配慮する。
- ◇治水・利水の機能を満たしつつ、可能な限り周囲を緑化し、快適な水辺空間を創出するよう努める。

【参考事例】



天端コンクリートが見えないよう工夫した例（高千穂町）



イ. 護岸の法勾配

【指針】

護岸の法勾配は、河床幅や護岸の見え、周辺地形とのなじみ方などを総合的に検討して決定する。

【ポイント】

◇その地点（視点場）から見える景観には、どんな魅力があるのかを把握する。水際の豊かな自然なのか、ゆらゆら流れる水の流れなのか、もしくは対岸に見える山並みなのか、そうした魅力を効果的にみせるような護岸の作り方をする必要がある。

【具体的方法の例】

- ◇公園や公共施設と隣接する地点では、川と公園等とが一体的な利用が図れるよう、緩傾斜な護岸とすることを検討する。
- ◇蛇行部の外側河岸が切り立っているような場合には、護岸を立て、根固め工を現在の最深河床より深い位置に入れるなどの配慮により、淵を保全することを検討する。

【参考事例】



護岸の法勾配に変化をもたせた例（高千穂町）



護岸を緩傾斜とし、公園と一体的に利用できるよう配慮した例（宮崎市）

MEMO

(4) 防護柵

ア. 代替案の検討

【指針】

防護柵の設置を必要としない構造の検討や景観に優れた施設（縁石や駒止め、植樹帯）による代替の可能性を検討する。

【ポイント】

- ◇ 防護柵が必ずしも必要でない場所に設置され、その存在が景観を煩雑にしている例が少なくない。防護柵の本来的な役割が必要とされない場所では、防護柵を設置しないことが基本である。
- ◇ 横断防止、巻き込み防止などの機能が必要と判断される場合でも、代替案での対応ができないか検討する必要がある。

【具体的方法の例】

- ◇ 次の場合は、防護柵を設置しない、又は、防護柵の代替案の採用を検討する。
 - ① 歩車道境界や中央帯に設置される横断防止柵について、歩行者の横断を物理的に防止できることが植栽帯などで代替可能な場合
 - ② 防護柵設置基準の範囲内で、盛土やがけ等の道路区間で法勾配が緩いもしくは路側高さ（在来地盤から路面までの高さ）が低い場合
 - ③ 巻き込み防止のため交差点などに設置される防護柵について、縁石や駒止め、高さの低い植樹帯での代替が可能な場合
 - ④ 車道と歩道の分離のために設置される防護柵（カーブ区間を除く）について、縁石での代替が可能な場合

【参考事例】



植栽が設置されているため、防護柵が必要ないと思われる事例

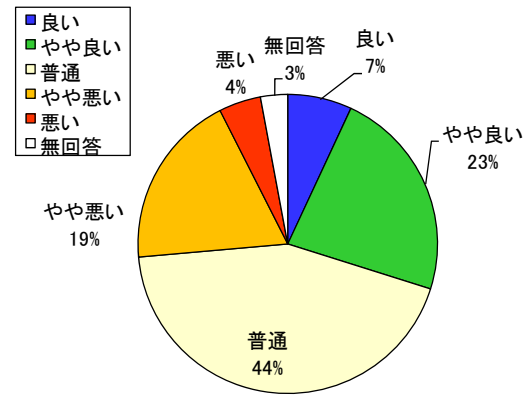
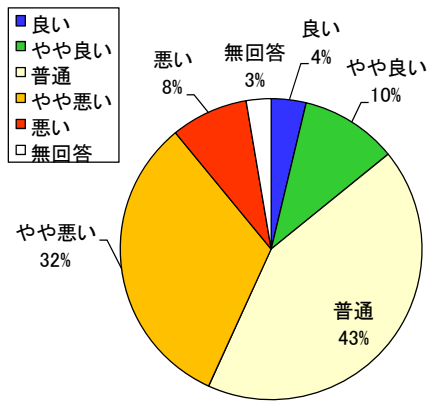


【検討事例】



ガードレールにより歩車道を分離している例（現
状）

縁石により歩車道を分離している例（CG）



（写真・CG及びアンケート結果提供：宮崎景観まちづくり研究会）



イ. シンプルな形状

【指針】

防護柵は施設本来の機能を満足させる構造的合理性に基づいたシンプルな形状とする。

【ポイント】

◇防護柵は、その先の良好な景観を遮ってしまったり、その色が強調されるがために景観の調和をみだしたりすることを認識する必要がある。

【具体的方法の例】

◇防護柵は連続的に設置される施設であり、車両の円滑な誘導という機能的な観点から、また走行車両からの眺めという観点からも、道路縦断方向に伸びるビーム等を滑らかに連続させるよう検討する。

◇防護柵の支柱間隔がむやみに変わると煩雑な印象となるため、構造的な理由を除いて、支柱間隔を等間隔にするよう検討する。

◇地域の特産物等を表現したレリーフの設置は、防護柵自体が周辺景観の中で主張しすぎ、景観的には決して好ましくない。また、設置にあたってのコストが割高になるうえ、防護柵の破損時において修繕も難しいことから、絵を描かないことレリーフ等を付けないことを基本とする。

◇地域からの要請により、市町村のマークや地域のシンボル等を表現する必要がある場合は、防護柵が本来有する機能を阻害しないことに加え、周辺景観の中で防護柵の存在が際立つような過度な装飾や色彩は控えることが望ましい。

【参考事例】



過度な装飾を施していないシンプルな形状の防護柵の例（宮崎市）



過度な装飾を施していないシンプルな形状の防護柵の例（日之影町）

ウ. 透過性の配慮と存在感の低減

【指針】

防護柵自体が風景の一部として違和感なく存在し得るような形状とするとともに、良好な景観形成に配慮した適切な色彩とする。

【ポイント】

- ◇主に自然景観や田園景観が広がっている地域において、周辺への眺望を確保する必要がある場合には、透過性の高い形式とすることが基本である。
- ◇主に橋梁部や中央分離帯に設置されるコンクリート製の壁型剛性防護柵は、表面が平滑なコンクリート壁面が連続するため、面としての存在感が強い。また、コンクリートは輝度が高いため、道路外部からの眺めにおいて目立った存在となりやすい。
- ◇連続する区間、上下線、近接する道路の防護柵において統一的なデザインとすることにより存在感が軽減できる。
- ◇防護柵の色彩は、地域の特性に応じた適正な色彩を選定すべきであるが、具体には地域の自然や風土、建築物等との融和性の観点からマスタープランを定め、それに基づき統一した展開を図ることが望ましい。

【具体的方法の例】

- ◇透過性の高い形式の採用
 - ① ガードパイプ、ガードケーブル等の透過性の高い形式とすることで、外部の眺望を確保することができる。
- ◇コンクリートの存在感の軽減
 - ① 橋梁・高架の高欄として設置されるコンクリート製の壁型剛性防護柵については、上部に金属製のトップレールを付加した車両用防護柵を用いることにより、コンクリート壁の高さを抑え、防護柵としての存在感を軽減することができる。
 - ② コンクリート製の壁型剛性防護柵の場合は、ツタ類の植栽によりコンクリート壁の存在感を低減することができる。
 - ③ 橋梁・高架部において、その外部景観が重要な場合には、コンクリートの輝度を下げる等の工夫を検討する。
- ◇統一的なデザインによる存在感の軽減
 - ① 防護柵は、樹林地、海岸沿い、田園地域、市街地などの地域の特徴に合わせた形状や色彩とすることが望ましい。
 - ② 上下線、歩車道境界用途と転落防止用、国管理と県管理などでデザインの統一を図ることが望ましい。
- ◇防護柵の色彩選定の考え方（鋼製）
 - ① 塗装面が比較的小さい場合は、ダークブラウン（こげ茶色）を選定することを基本とする。

- ② 塗装面が比較的大きい場合は、グレーベージュ（薄灰茶色）とダークブラウン（こげ茶色）のいずれかから選定することを基本とする。
- ③ 歴史的建造物の周辺や歴史的街並みが形成されている地域においては、ダークブラウン（こげ茶色）にダークグレー（濃灰色）を候補色に加え、選定することを基本とする。
- ④ 上記の他、比較的明るい色彩の外壁のオフィス街、樹林地を通る道路沿道など地域の特性や、アルミ製、コンクリート製、木製など素材の特性に合わせた色彩を選定する。

【参考事例】



景観に配慮した透過性の高いデザインの例
（日南市）



透過性の高いガードケーブルを採用し、海が見えるように配慮した例（宮崎市）



コンクリート製の壁型剛性防護柵の上部に金属製のトップレールを付加した複合型とし、防護柵の存在感を低減させている例（宮崎市）



防護柵に木のマークなど地域イメージを設置している例だが、景観に配慮するということは別次元のことである

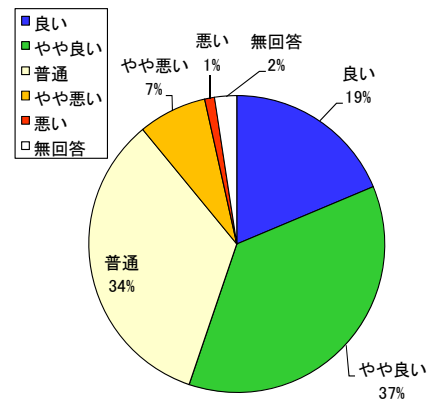
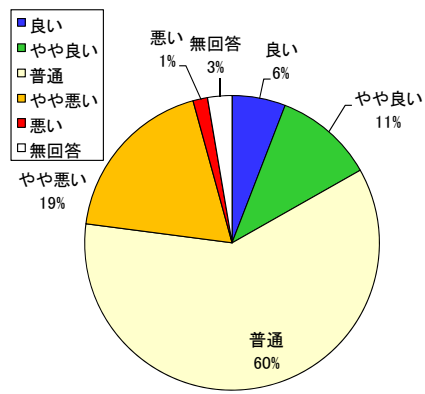
【検討事例】



周辺の景観に溶け込まない明るめの色彩とした例



周辺の景観に違和感のない落ち着いた色彩とした例



(アンケート結果提供：宮崎景観まちづくり研究会)



エ. 道路付属物などとの調和

【指針】

照明柱、標識柱等の道路付属物や、信号柱等の道路占用物など近接する施設との景観的調和に努める。

【ポイント】

◇施設同士の組み合わせによる形状や色彩の関係性が整うよう、必要に応じて関係機関（管理者）間と調整し、関連施設をシステムとして設計することが望ましい。

【具体的方法の例】

◇交通安全施設、照明施設等は、設置位置を検討し、相互に調和がとれた配置や形状、色彩となるよう配慮する。

◇ベンチ、花壇、案内板をはじめとするストリートファニチャー等の道路付属物は、位置や規模、形態等に配慮し、道路空間の快適性を損なわないように留意する。

【参考事例】



照明柱が周辺景観と調和を図った例（延岡市）



塗布面積が広く周辺景観に与える影響が大きい例

MEMO

オ. 人との親和性への配慮

【指針】

歩行者の利用が多い場所においては、防護柵の手触り感の向上等、人が身体感覚的に受け入れやすいよう配慮する。

【ポイント】

◇歩道が設置される道路では、防護柵が歩行者の間近に存在すること、また歩行者が防護柵に直接触れることに対する配慮を行う必要がある。

【具体的方法の例】

◇車両用防護柵の場合、歩道側に支柱、車道側にビームが設置されるため、歩行者側は防護柵の裏面として感じられる場合が多い。手すりにもなるようなトップビームの設置などにより歩行者にも表側と感じてもらえるよう配慮する。

◇防護柵のボルト、ナット類の突起は、心理的な不快感を感じさせるとともに、安全上も好ましくないため、極力避けるよう配慮する。

◇防護柵の端部は、歩行者の衣服や鞆が引っかかることもあるため、引っかかりにくい端部の処理をするよう努める。

◇温もりを感じさせたいような地域、木造の歴史的建造物の周辺、木造の伝統建築物が集積している街並み、緑の多い地域などにおいては、木製の防護柵の設置を検討する。

【参考事例】



ボルトやナット類の突起を抑制した防護柵の例
(宮崎市)



自然景観と調和した温もりを感じる防護柵の例
(綾町)

カ. 眺望等への配慮

【指針】

眺望点などの転落防止柵については、視点場の構造等の工夫により、設置範囲を最小限とするとともに、眺望を阻害しない位置に設置するよう努める。

【ポイント】

◇眺望点などにおいては、視点場の構造や防護柵の設置位置を工夫することにより、視方向の立ち上がりを抑え、防護柵の見えを少なくするなど、眺望を遮らないように配慮する。

【具体的方法の例】

◇視点場を防護柵の設置位置より高い位置になるように設計するとともに、安全性を考慮し、防護柵の設置位置と視点場の間は緩やかな傾斜となるように工夫する。

【参考事例】



眺望を阻害しないように配慮した防護柵の例
(宮崎市)



眺望を阻害しないように配慮した防護柵の例
(綾町)

MEMO

(5) 舗装

ア. 周辺景観と調和する材料や色彩

【指針】

舗装の材料及び色彩は、その場所の空間イメージを醸し出す重要な要素となることから、地域の特性に配慮し、周辺景観と調和したものとなるよう努める。

【ポイント】

- ◇道路景観は沿道の景観も含めて成り立っているものであり、舗装単独で景観を考えるものではない。地域の気象、風土、文化、歴史等の地域の特性を踏まえつつ、周辺の自然や街並みとの調和を図るよう配慮する。
- ◇必要に応じて、道路の距離感や空間の広がりを感じられるデザインとしたり、空間的な連続性を確保するよう、境界部のおさまりに配慮したデザインとする。
- ◇舗装の材料及び色彩については、滑りにくさ、視認性などの歩行性などに配慮しながら、地域の景観方針の実現に寄与するという視点で選定する必要がある。
- ◇通常、車道部では走りやすい路面を構成することが重要で、同一車線内では舗装の材質、色調を統一し、連続性を保つよう努める必要がある。複雑な模様や統一性のない路面構成は視覚的に煩雑となるので避けた方がよい。地方や都市の一般道路では、通常のアスファルト舗装でも十分に周辺環境に適合する場合が多い。
- ◇歩道舗装では、周辺環境に調和した舗装材の選定が必要である。原則として色彩は地域の背景色となる色調に合わせ、歩道ばかりが目立たないように配慮する。色や模様も単純なものとし、落ち着いた路面とする必要がある。

【具体的方法の例】

- ◇都市部の道路では、統一感ある街並み形成のため、沿道の建物等との調和に配慮する。郊外部の道路では、周囲の自然景観を取り込み、自然の素材を活かすように配慮する。
- ◇舗装の色彩を考える場合には、低彩度の単色を基本とする。色彩選択は地域の代表的な土の色を基本とし、乾いた土から塗れた土までの明度変化の中から、選択するとよい。
- ◇ユニバーサルデザインやバリアフリーを目的とした整備を行う場合には、景観への配慮を行う観点から、低彩度の色彩を用いるとともに、色弱者や弱視者への配慮を行う観点から、色相による識別ではなく、明度による識別を考慮した色彩を用いることが望ましい。
- ◇歩道と車道を縁石等で分離する場合、その材質や形状を工夫することにより、地域性や個性を表現することができる。
- ◇歩車共存道では、歩道と車道と同一の舗装材の使用により、視覚的連続性や一体化を図る。

インターロッキングブロック舗装	レンガ舗装	コンクリート平板舗装
		
<p>すべりにくさ、透水性等、耐久性、補修性に優れる 歩道、広場、商店街、駐車場など広く用いられる</p>	<p>耐久性、補修性に優れる 歩道、広場などで用いられる</p>	<p>透水性等、耐久性、補修性に優れる 歩道、広場、プラットホームなどで用いられる</p>
天然石舗装	タイル舗装	クレイ系舗装
		
<p>耐久性などに優れる 歩道、広場、商店街、歩車共存道路、車道などで用いられる</p>	<p>耐久性などに優れる 歩道、広場、商店街などで用いられる</p>	<p>すべりにくさ、やわらかさ、平坦性、施工性に優れるが、凍土、汚泥、発塵等の問題もある 遊歩道、自然歩道などで用いられる</p>

図 5-1 歩行者系舗装の例

【参考事例】



舗装の彩度が高く浮き立った印象になってしまった例



広場にレンガ舗装を用いた例（日南市）

イ. 違和感のない舗装デザイン

【指針】

舗装デザインは、歩行空間としての連続性に配慮するとともに、周辺景観から浮き立った印象とならないよう、落ち着いたデザインとなるよう努める。

【ポイント】

◇地域や道路の性格にふさわしいデザインとするとともに、色彩は地域の背景色にあわせるなど、路面ばかりが目立つものにならないような配慮や、歴史的な街並みを持つ地域では舗装のデザインはむしろ控えめにするような配慮が必要である。

【具体的方法の例】

◇舗装の素材、意匠及び色彩は、あまり複雑にせず、地域の背景色となる色調に合わせて目立ちすぎないよう周辺の景観との調和に配慮する。

◇歴史的まち並みや公園の周辺等、特に景観上の配慮が必要な場所では、舗装の素材、意匠及び色彩を工夫し、落ち着いたデザインをもち、周辺の景観との調和や地域の特性に配慮する。

◇歩車道境界部・中央分離帯の縁石の意匠を工夫すること等により周辺の景観との調和に配慮する。

◇橋梁部では、高欄や照明柱等と並んで、舗装の色彩や質感も、橋面上の空間の演出に大きな役割を果たすこと等に配慮する。

【参考事例】



周辺から浮き立った印象とならないよう落ち着いた舗装の例（宮崎市）



樹林の中の景観として溶け込んだデザインの例（宮崎市）

ウ. 復旧工事、維持補修後の配慮

【指針】

地下埋設工事に伴う舗装の復旧や舗装の維持補修においては、従前の舗装と違和感が生じないように配慮するものとし、占有者に対しても同様の取組を求めるものとする。

【ポイント】

- ◇路面の部分的な補修による色合わせは困難であるので、周囲との違和感がないようある程度施工範囲を広げるなどの配慮をする。
- ◇防護柵、照明灯、ストリートファニチャ等の道路付属物の補修、取替えの際、形状や材質の不統一は景観を損ねるので、新旧の統一・バランスを考えた管理に留意する。

【具体的方法の例】

- ◇平板ブロック等が敷設されている場合は、既設ブロックを丁寧に取り除くなどにより復旧後も使用し、違和感のない仕上げに配慮する。
- ◇ひび割れ、角欠けは、景観を損ねるため、原因を調査した上で、不等沈下、路床・路盤の支持力不足などの適切な対策を講じる必要がある。
- ◇初期の養生不足等によるはがれも、早期に補修すれば周囲との違和感は小さくなるため、早期対応が必要である。

【参考事例】



インターロッキングブロック舗装だった歩道を車両の出入口に変更する際、アスファルト舗装で補修したため、デザインが異なってしまった例



維持補修等の工事により、元々の区間と補修した区間とでデザインが異なってしまった例

(6) 標識・公共広告物

ア. 標識類の整理統合

【指針】

視認性の確保は勿論、多量の情報表示による板面の煩雑化や、標識類の乱立による景観の悪化等を防ぐ観点から、標識類の整理統合を図るとともに、設置数とその情報量が必要最小限のものとなるよう努める。

【ポイント】

◇ 標識類の所有者・管理者が異なるため、標識類の整理統合に向けて、予め関係者間で協議調整を行うことが望ましい。

【具体的方法の例】

- ◇ 複数の標識・公共広告物は、できる限り共架、添架を図るように努め、支柱の一体化に努めるとともに、地域や沿線での統一性に配慮する。
- ◇ 複数の案内標識や交通規制標識等が近接する場合は、標識の効果を損なわない範囲で、眺望に配慮するように整理統合や共架を図るなど煩雑にならないよう配慮する。
- ◇ 信号機は、照明柱等との集約化を図るよう配慮する。
- ◇ 交差点信号機の電線については、あらかじめ電線管を地中化できるよう配慮する。
- ◇ サイン類は、できる限り整理統合により設置数を削減することに配慮する。
- ◇ 老朽化した道路案内標識、サインは景観上好ましくないため、更新又は撤去を進める。

【参考事例】



道路標識類が景観の阻害要因となっている例
(対策前)



道路標識類の撤去により景観の阻害要因を排除した例 (対策後)



標識類の整理・統合がされておらず、雑然とした印象になっている例



イ. 形態、意匠、素材、色彩等の工夫

【指針】

形態、意匠、素材、色彩等を工夫することにより、地域の特性や周辺景観と調和するように配慮する。

【ポイント】

- ◇公共サインは、情報提供施設としての識別性を高める必要があるが、周辺景観との調和に配慮して、表示面の色彩やデザインなどを地域で統一することが必要である。
- ◇道路案内標識においても、沿道の景観に配慮するため、周辺景観と調和した支柱の色とする。

【具体的方法の例】

- ◇支柱はスッキリとした形態で、明度を落とした目立たない色彩とするとともに、照明灯や防護柵等の周辺の他の諸施設との調和に配慮する。
- ◇公共広告物は、基本的に控えめな表現を心がけ、その上でマークやロゴ、素材など様々な要素を吟味し、見やすさ、わかりやすさなど全ての利用者にとって良質かつ普遍的なデザインとなるよう配慮する。
- ◇公共広告物は、自然素材の持つ風合いや質感などの特色を活かし、地域景観との調和、景観のアクセントとなるよう努める。
- ◇公共サインは、景観に配慮しつつ、表示面の色彩やデザインを地域で統一することにより、他のサインとの識別性を高め、地域内の統一感を持たせることが望ましい。例えば、誘導サインを同一色で統一することなどが想定されるが、識別性を重視するあまり、色彩や形状で過度に個性を表現することは望ましくない。
- ◇道路案内標識の支柱の色については、周辺の道路附属施設(防護柵、照明柱、信号柱等)に合わせる方法や、周辺景観に溶け込む色彩の使用などが想定される。

【参考事例】



形態意匠、色彩等の工夫により、周辺景観に配慮した例（宮崎市）



形状を工夫し、盤面の高さを抑制することで、眺望の確保に配慮した例（日南市）

ウ. デザインの統一

【指針】

公共施設等に設置するサインは、統一されたデザインとするとともに、施設と調和したものとする。

【ポイント】

◇公共施設等のサイン計画をとりまとめ、同計画に基づき計画的・効率的に統一したサインを整備していくことが望ましい。

【具体的方法の例】

- ◇特に景観上の配慮が必要な地域における標識は、視点と視対象を意識した配置とし、標識柱や標識版の裏面を落ち着いた色彩とするなど周辺の景観との調和に配慮する。
- ◇公共広告物は色彩等を標準化し、記号化、図案化した形態、意匠とする等、周辺の景観との調和、地域や沿線の統一性に配慮する。

【参考事例】



統一されたデザインのサインの例（日向市）



統一されたデザインのサイン（宮崎市）

MEMO

(7) 照明施設

ア. 最適な光源と器具の選択

【指針】

照明施設の使用目的や立地条件に応じて、一体的な連続性が感じられる光色や明るさ感となるよう、最適な光源と照明器具を選択するよう努める。

【ポイント】

- ◇ 照明には照らさせる対象物がある。路面、街路樹、建築物など光に照らしださせる明るい面と影となる面の対比がメリハリのある景観を創り出す。
- ◇ 照明施設の設計にあたっては、「何を照らす照明施設か」を明確にすることが前提となる。

【具体的方法の例】

- ◇ 寒色系の光源色は全体的に涼しげでさわやかな雰囲気を感じさせる。暖色系の光源色は全体的に暖かみや温もりのある雰囲気を感じさせる。
- ◇ 近年は同一の外管バルブ内に複数の発光管を内蔵し、光色を簡単に变化させられる製品も開発されている。
- ◇ 光源を直接見るとまぶしく感じることをグレアという。運転者に対しては、適当な眩しさは視線誘導の効果や軽い刺激となって良好な効果を生むが、不快なグレアが生じないように注意する必要がある。
- ◇ 魅力的な夜間の景観の形成を考慮して、照明の光の色や強さ等について工夫する。
- ◇ 橋梁部において、地覆の中に照明灯を設置する場合は、高欄の横の線が照明灯によって不自然に分断されないように配慮する。
- ◇ 光の色は、まち並みとの調和が図られるよう工夫する。また、光源の使い分けについて工夫する。
- ◇ 光は、街並みや周辺環境との調和を図るため、光量、角度、色及び漏れ光に配慮する。

【参考事例】



良好な景観を演出する照明の例（宮崎市）



良好な景観を演出する照明の例（宮崎市）



良好な景観を演出する照明の例（日向市）



良好な景観を演出する照明の例（日南市）



イ. 昼景観への配慮

【指針】

照明施設は、その高さや形状、複数で林立する姿などから、地域の景観を決定づける大きな要素となるので、昼間の景観を損なわないよう照明器具やポールデザインなどには十分な配慮を行う。

【ポイント】

◇照明施設のあり方は、それ自体が明確なイメージを持って自己主張する存在感豊かな施設とするか、反対に存在感を抑えたデザインにより街路空間のなかで控えめな存在にするか等、昼間のあり方には様々なデザインの方向性を組み込むことができる。

【具体的方法の例】

◇デザインの方向性としては次のような3つのケース（選択肢）が考えられる。

ケース1：風景に調和する・さりげないデザイン

長く道路上に設置され、いつも人々の目に触れるものであることから、飽きの来ない自己主張を抑えたもの、周辺景観にとけ込むデザインとする場合。

ケース2：街の「・・・らしさ」を見せる・個性的なデザイン

自己主張は抑えた中でも、その地域の個性を発揮する役割を担う施設の一つとして“図”となる質の高いデザインとする場合。

ケース3：自己主張の強いランドマーク的なデザイン

歩行者者の待ち合わせの場所や結節点等、ランドマーク機能を備えることがふさわしい空間での施設として、よく目立つ自己主張の強いデザインとする場合。

◇昼間の照明灯は、道路内からも周辺からもよく目につく存在であり、質の高い意匠となるように配慮する。

◇器具、ポールの形態、意匠、色彩等は、地域特性を踏まえた上で、できる限りシンプルかつ統一性のあるものとする。

◇近接して設置される防護柵や標識柱などとの調和に努める。

【参考事例】



昼間の景観にも配慮した照明器具やポールのデザインの例（宮崎市）



昼間の景観にも配慮したすっきりとしたデザインの照明器具（宮崎市）



ウ. 照明柱の削減努力

【指針】

照明ポールをはじめとする各種施設の乱立は景観を阻害する要因となるので、施設管理者と十分に協議の上、各種機能の集約化に努める。

【ポイント】

◇交差点は様々な施設が集中する空間であり、安全で円滑な交通を確保する観点からも、可能な限りの景観的整理が望まれる。

【具体的方法の例】

◇交差点には必要な道路機能照明として局部照明が配置される。この局部照明には、視認性の確保を前提としたうえで、信号施設、交通標識、地域名標識等の共架が期待できる。

◇周辺施設との位置関係を考慮し集約化を検討するが、適切な輝度を確保するとともに、光の届く範囲を考慮する。

【参考事例】



信号や標識との集約化に努めた例（都城市）



信号や標識との集約化に努めた例（宮崎市）



(8) 植栽・緑化・緑地保全

ア. 景観重要樹木の適正管理

【指針】

景観法に基づく景観重要樹木など、地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有する樹木については、その優れた外観が損なわれないよう適正に管理するよう努める。

【ポイント】

- ◇景観重要樹木の所有者及び所有者から管理の委託を受けた管理者は、景観重要樹木に良好な外観が保全させるよう適切に管理しなければならない。(景観法 33 条第 1 項)
- ◇景観重要樹木の伐採又は移植については、国の機関や地方公共団体が行う行為については、景観法第 31 条第 1 項の許可を受けることは要しないが、あらかじめ景観行政団体の長に協議しなければならない。(景観法第 31 条第 2 項)

【具体的方法の例】

- ◇特に高樹齢の樹木については、害虫による被害など不健康な状態に陥らないよう、樹木医による定期的な診断を行うなど健康状態の把握に努めるとともに、診断結果に基づく早期対策の実施を行う。
- ◇景観行政団体は、景観重要樹木の良好な外観の保全のため、必要な管理の方法の基準について、条例で定めることができる。(景観法第 33 条第 2 項)

【参考事例】



適正な管理により、地域の景観にとって重要な樹木となっている例（宮崎市）



適正な管理により、地域の景観にとって重要な樹木となっている例（宮崎市）

イ. 既存樹木の保全、地域の植生に配慮した植栽

【指針】

既存樹木については、保存・移植等による保全に努めるとともに、植栽にあたっては自然の植物、地域の特性等に配慮するとともに、民有地やその他周辺の緑との調和や共存を図り、地域として緑の質的量的向上を図るよう努める。

【ポイント】

- ◇既存樹木などの緑は、祖先から受け継いだ歴史的、文化的財産として保全するとともに、次世代に継承できるよう努める。
- ◇都市緑化の推進は生活に快適さとうるおいとやすらぎを与え、心の豊かさに満ちた生活をもたらすことを認識し、優れた緑の創出に努める。

【具体的方法の例】

- ◇良好な景観を形成している既存樹木については、保存、移植等による活用に努める。
- ◇事業を行う地域の緑地量を把握し、緑が少ない地域では基本的に緑地の創出や緑化の推進を図る。

【参考事例】



既存樹木の保全に努めた例（西都市）



既存樹木の保全に努めた例（宮崎市）

MEMO

ウ. 緑化の推進

【指針】

潤いと安らぎのある公共空間の創出を図る観点から、緑地の保全・創出に努める。

【ポイント】

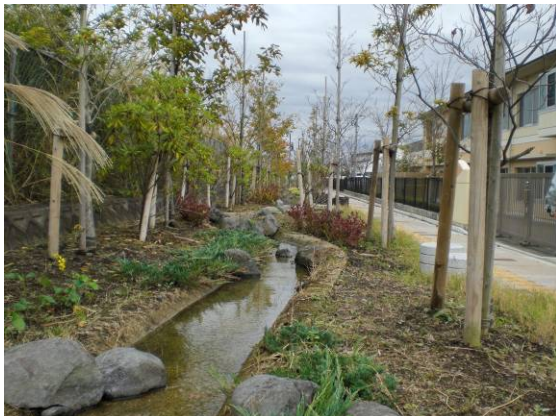
◇公共事業において、身近な緑地、水辺などの自然をさらに充実し、暮らしの中で県民が自然にふれ、散策やスポーツなど様々なレクリエーション利用に資する空間の創出に努める。

【具体的方法の例】

◇潤いの空間が少ない、または失われがちな市街地においては、施設の緑化、街路樹、身近な水路や河川等の既存の自然を利用するとともに、自然にふれやすく、つながりを持つよう周辺の樹木との調和、地域の特性等に配慮する。

◇公共事業では、道路緑化、河川緑化、屋上や壁面の緑化などにより緑を創出し、市街地の快適性の創出に寄与していくことに配慮する。

【参考事例】



緑化された空間が、人々の憩いの場となっている
例（小林市）



緑化された空間が、人々の交流の場となっている
例（日向市）

MEMO

エ. 適正な維持管理

【指針】

植栽については、育成、維持、更新の各段階でそれぞれ必要となる管理行為を着実に
行い、長期的、定期的、安定的な維持管理に努める。

【ポイント】

◇街路樹において極端な剪定を行うことが多い。中には、紅葉する前に剪定されてしま
うといった住民の声も聞かれる。折角植栽したが樹木等が良好な景観として活か
せるような維持管理が求められている。

【具体的方法の例】

- ◇維持管理においては、整備時の方針が継承されるよう努める。
- ◇適切な維持管理体制のもと、計画的な管理、修繕及び補修に努める。
- ◇日常的な点検とともに、地域の自主的な維持管理活動の育成・支援や景観の改善に
資する事業の実施に努める。
- ◇適宜、育成状況を確認し、きめ細やかな維持管理に努める。
- ◇樹木にとってストレスとなり、樹勢を衰えさせるような極度な剪定は避ける。

【参考事例】



公園の除草の様子（宮崎市）



公園内道路植栽の手入れの様子（宮崎市）



除草が十分でなく、放置されたと思われる
自転車があるなど植栽帯の維持管理がうまく
いっていない例

オ. 生物多様性の保全

【指針】

健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることから、多様な自然環境が地域の自然社会的条件に応じて保全されるよう努める。

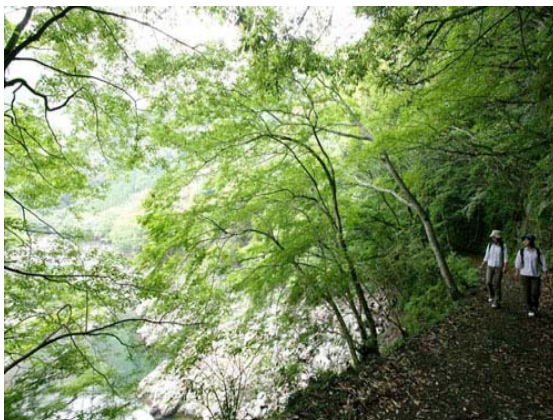
【ポイント】

- ◇緑化木を選定する場合、これまで木の形や病虫害に対する抵抗性、手入れのしやすさを基準に行われ、地域固有な自然生態系への影響までは考慮されてこなかった。
- ◇このため、使用されている樹木のなかには、外国産樹種や国内産だが本来その地域には生育していない移入種も数多く見受けられる。
- ◇緑化木を選定にあたっては、地域に自生している樹木を選ぶことにより、自然により優しい緑化を進めることが可能となる。

【具体的方法の例】

- ◇緑化に使用とする樹木が外来種もしくは移入種か在来種であるかを確認し、在来種を使用する場合においても、それぞれの種類がどのような環境に適するかを検討したうえで選定すると良い。
- ◇宮崎県広域緑地計画や各市町村の緑の基本計画との整合を図りながら、公園、河川、道路の街路樹などを有機的に連携した配置に努め、都市内における生物の生息環境の確保に配慮する。

【参考事例】



豊かな自然環境が保全されている遊歩道（日之影町）



(9) 占用物・設備類・その他工作物等

ア. 周辺景観との調和、構造物との統一性

【指針】

公共用地における占用物、設備類、その他工作物等の位置、形態意匠及び色彩は、周辺の景観との調和や他の構造物との統一性に配慮する。

【ポイント】

◇ 占用物、設備類、その他の工作物は、機能的には必要なものであっても、景観上は阻害要因となることが多いことから、周辺景観との調和に配慮するように協力を求めていくことが重要である。

【具体的方法の例】

- ◇ 設備類は周辺の景観に対して浮き立った印象とならないよう、形態意匠や色彩に配慮する。
- ◇ 比較的大型の設備類については、高さを抑えるとともに、周辺を植栽等で遮蔽するなど目立たないように配慮する。
- ◇ 電線類については、できる限り共架、添架により、整理統合に努めるとともに、軒下配線や裏配線の導入についても検討する。また、道路等を横断する場合には、できる限り横断箇所を集約するようにする。

【参考事例】



占用物を植栽の中に配置し目立たなくした例
(宮崎市)



占用物を落ち着いた色彩で、照明柱などと合わせることで違和感を軽減した例 (都城市)

MEMO

イ. モニュメント設置上の配慮

【指針】

記念碑、記念塔、記念像等のモニュメントは、目立ちやすい形状、色彩となりがちであることから、周辺の景観を阻害する要因とならないよう十分な検討を行う。

【ポイント】

◇モニュメントの設置にあたっては、創る側のモニュメント性と、それを見る側のモニュメント性があることを考慮する必要がある。

◇見る側にとってモニュメント性を有していない場合、メッセージ性が高いものであるがゆえに、景観的な不調和として捉えられやすいことに留意する必要がある。

【具体的方法の例】

◇地域の歴史的背景など、地域の特性に配慮しつつ、具象的すぎるデザインとならないよう配慮する。

【参考事例】



旧橋の親柱をベンチとして再利用した事例
(延岡市)



モニュメント本来のメッセージ性を有しつつ、景観の阻害要因とならないように配慮した例 (都城市)



6 施設別指針

公共施設における良好な景観の形成を図るため、施設別に配慮すべき事項を指針として以下に示す。

(1) 道路

道路はそれ自体が構造物として見られる対象である以前に、美しい風景を体験する重要な視点場となり、特に市街地ではほとんどの景観は道路を視点場としたものとなっている。

本県は、このような道路景観の特性に注目し、全国に先がけて沿道における自然景観の保全や樹木等の保護ならびに花木類の植栽による修景に取組、その成果を観光宮崎の発展に生かしてきた。

道路の整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、自然環境への影響を最小限になるよう努めるなど、地域の特性や周辺の景観との調和に配慮する必要がある。

【推奨する図書等】

- ◇ 「道路デザイン指針」(平成 17 年 3 月／国土交通省道路局)
- ◇ 「景観形成ガイドライン『都市整備に関する事業』(案)」(平成 17 年 3 月／国土交通省都市・地域整備局)
- ◇ 「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」(平成 16 年 3 月／国土交通省道路局)
- ◇ 「道路のデザイン (道路デザイン指針 (案) とその解説)」(財団法人道路環境研究所)

ア. 美しい沿道空間の創出

【指針】

これまで守り育ててきた沿道の優れた自然景観や樹木等を保全するとともに、花木類の植栽による修景を行い、美しい沿道空間の創出に努める。

【ポイント】

- ◇本県は、昭和44年に、良好な沿道景観の保全・創出に努め、郷土の美化を推進することを目的とした「宮崎県沿道修景美化条例」を制定した。この条例は、道路からの良好な景観を有する地域を指定する「沿道自然景観地区」、道路沿いに樹木等を植栽する「沿道修景植栽地区」など4つの制度から構成されている。
- ◇道路はそれ自体が構造物としてみられる対象である以前に美しい風景を体験する場と機会を提供する装置であることを忘れてはならない。

【具体的方法の例】

- ◇道路の新設や改築の際、その予定地内にある既存の樹木を取り入れるよう努める。
- ◇新たに植栽する場合、植栽地は、同一断面でのバランスを考慮したうえで、周辺の景観との調和や統一性の確保、めりはり感等の表現に努める。
- ◇植物のもつ景観的特性や樹木の季節変化による景観の変化を考慮した樹種の選定に努める。
- ◇街路樹は、単調で規則的な構造を基本とするとともに、単枝の成長に留意した配置に努める。
- ◇役所や学校、公園等の公共用地の境界部分は、公共用地の植栽との調和に努める。
- ◇高木により日陰になる場合等は低木が育成しないため、配置に注意するとともに、維持管理等にも配慮して樹種を選定するよう努める。

【参考事例】



沿道修景の取組により、良好な沿道景観の創出を図った例（宮崎市）



沿道修景の取組により、良好な沿道景観の創出を図った例（宮崎市）

イ. 地形の尊重

【指針】

地域景観の基盤をなす地形を尊重することにより、道路線形を地形に馴染ませることで、地域景観への影響を最小限にとどめるよう努める。

【ポイント】

◇環境影響・負荷の低減はいまやあらゆる行為の前提であり、特に地球環境との関係は重要である。地形の改変量を減らし、構造物の無駄を削り今あるものを活かし、現場で発生したものを使えば、それはおのずと美しい道路につながる。

【具体的方法の例】

◇地方部の道路の線形計画においては、地形や景観資源等を十分に把握し、周辺の景観との調和に配慮する。また、休憩場所等の景観的に重要な地点については、特段に配慮する。

◇市街地の道路の線形計画においては、道路と地域資源・まち割り・公共施設・公共空間との位置関係に配慮する。

◇周辺の景観を考慮し、地形の改変をできる限り抑え、自然と調和させるよう工夫する。

◇取付部や擁壁部の形状、表面処理の工夫により、周辺の景観となじむような意匠、素材等を活用するよう努める。

◇高架橋などの起終点は、連続した流れの中で現地形に溶け込ませるよう配慮する。

【参考事例】



断面形状の工夫により、地形改変を抑制したことで、良好な景観が保全されている例（宮崎市）



道路線形の工夫や橋梁により、地形改変を抑制したことで、良好な景観が保全されている例（綾町）

ウ. 外部景観への配慮

【指針】

道路は視点場であると同時に眺められる対象でもあることから、内部景観（道路敷地内から眺めた景観）ばかりでなく、外部景観（道路敷地外から眺めた道路自体の景観）にも配慮する。

【ポイント】

- ◇道路の線形方向と横断方向、見る距離と角度などによって道路の見え方や印象が大きく異なる。基本的には道路を利用する人の視点からの見え方（内部景観）と道路外の視点からの見え方（外部景観）があり、双方の観点からのデザイン検討が必要である。
- ◇道路は美しい風景を体験する重要な視点場となり、特に市街地ではほとんどの景観体験は道路を視点場としたものとなる。したがって、道路デザインでは、外部景観として見られた場合の道路のデザイン、内部景観として見られる場合の道路のデザイン、さらに道路を視点場として眺められる景観の演出、の3つの考え方が基本となる。

【具体的方法の例】

- ◇細長く、水平方向と垂直方向に変化する線形を有する道路は、図面上の路面の平面的な形とその見えの形とは大きく異なる。道路のデザインにおいては常に見えの形としてのあり様を考えて、実際の形を決める必要がある。平面図に目を近づけて見るだけでも、道路線形の見えの形を想像することができる。

【参考事例】



道路を道路敷地外から眺めた景観が良好な例
（日南市）



道路を道路敷地外から眺めた景観が良好な例
（日之影町）

エ. 多様な道路利用者への配慮

【指針】

自動車利用者と歩行者では景観に対する印象が異なるとともに、求められる質も異なることから、道路利用者の多様性を考慮した景観への配慮が必要である。

【ポイント】

- ◇一定以上のスピードで自動車利用者が体験する走行景観と、歩行者が体験する歩行景観では、同じ道路でも印象が異なるとともに、求められる質も異なる。専用道路以外では、双方からの観点と調整のデザインが重要となる。
- ◇道路に求められる機能には、高速走行から、沿道建物へのアクセスも含めた移動、さらには市街地の道路で求められる広場的な利用としての落ち着いた滞留までも含まれる。そうした人々の利用に応じて、時に複合的な利用を可能とするデザインを検討しなければならない。

【具体的方法の例】

- ◇バリアフリーやユニバーサルデザインの議論も道路利用者の多様性を考慮した全体の調整として取り組むことが必要である。いずれの場合も道路空間自体は空地として人や車の走行を可能とする舞台であるため、活動の主役を引き立てる控えめな意匠が基本となる。
- ◇歩道の舗装の素材は、歩行環境に相応しい歩きやすいものを用いるよう配慮する。
- ◇舗装自体が目立つのではなく、沿道の景観と植栽や歩行者の姿が映える色調のものとし、控えめな意匠とするよう配慮する。
- ◇色や模様に変化をつけることにより楽しい雰囲気演出できるなど、舗装の素材や意匠、色彩等により、それぞれ異なった趣きを表現することが可能である。
- ◇歩道等は、計画段階においてゆとりある歩行空間や植栽の整備に必要な幅員の確保に努める。
- ◇道路の性格を強調するに相応しい植栽を検討して、そのために必要な植栽の位置・幅員配分を道路全体の中で調整することに努める。
- ◇歩道等に沿って、小川、ベンチ等を配置した小広場を設ける等、利用者が快適に歩行、休憩できる空間を確保することに努める。
- ◇歩道内の植栽は、歩行者がじかに接するため、変化が豊かな植栽となるよう努める。

【参考事例】



自動車利用者の視点と歩行者利用の視点、双方の観点から検討と調整を行った例（小林市）



自動車利用者の視点と歩行者利用の視点、双方の観点から検討と調整を行った例（宮崎市）



オ. トンネルにおける配慮

【指針】

トンネルにおいては、抗口部における地形の改変を最小限に抑え、自然・植生の復元が可能な形式・工法を選定するなど、周辺と調和した景観となるよう努める。

【ポイント】

- ◇トンネル進入時の心理的負荷の軽減のため、構造物（コンクリート）のボリュームを少なく見せ、明るく広々とした抗口デザインにすることが望ましい。
- ◇トンネル内部空間は、照明、換気などの設備設計と一体的に検討し、汚れにくく、広く、明るく見せるように設計する。

【具体的方法の例】

- ◇抗口部の形式は、大きく面壁型と突出型に分けられるが、一般的には人工物の露出が小さい突出型が望ましい。
- ◇地域の特産物や名物を壁面に描いたり、書割りのように抗口を形どったりしない。
- ◇抗口部の壁面の表面に石材や粗石ブロック模様を用いて輝度を下げ、周辺の法面との調和に努める。
- ◇抗口前の道路両側と抗口部周辺を一体的に植栽するよう努める。
- ◇ドライバーの目にやさしく、快適に感じられるよう、抗口部の壁面は簡素な意匠となるよう努める。
- ◇抗口部周辺のそで擁壁は、周辺の地形と一体的な構造及び形態となるよう努める。
- ◇トンネル内部の閉鎖感や暗さ、視環境の単調さを和らげるために明るい色調の内装や照明となるよう努める。

【参考事例】



抗口の周辺の植生が復元している様子（美郷町）



抗口の周辺の植生が復元している様子（諸塚村）

カ. 電線類地中化の推進

【指針】

林立する電柱や電線は、良好な景観を阻害する大きな要因の一つであることから、道路敷地内への占用は原則として避けるとともに、関係行政機関及び関係事業者と調整を図りながら、電線類地中化の一層の推進に努める。

【ポイント】

◇ 電柱や電線類は、煩雑な景観をもたらす原因となるものであるということを認識し、電線類の地中化を積極的に進める。

【具体的方法の例】

- ◇ 電線類の地中化にあたっては、地上に残されるトランス等の形状や設置位置についても十分に配慮する。
- ◇ 電線類が地中化できない場合は、歩行空間を狭めないよう法敷や路端よりに設置するなど設置位置を工夫するとともに、周辺の自然及び景観を考慮した色彩の電柱等を用いて、周囲の景観に溶け込むよう配慮する。
- ◇ 景観法にもとづく景観重要公共施設に指定された道路においては、良好な地域の景観の形成に資するような占用許可の基準づくりに向けた検討に努める。

【参考事例】



電線地中化により景観への阻害を軽減し、すっきりとした道路景観を形成した例（延岡市）



電線地中化により景観への阻害を軽減し、すっきりとした道路景観を形成した例（宮崎市）

【検討事例】

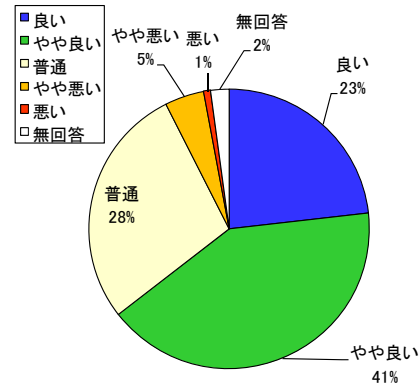
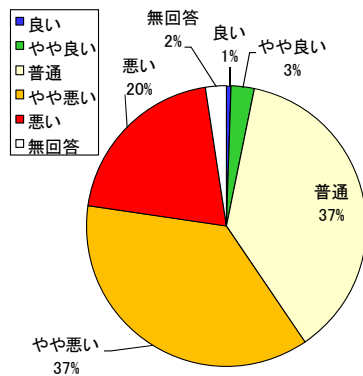
街路樹が無い場合、電柱を民地に移動することで景観上「良い」「やや良い」という回答が多くなる。



電柱を道路に占用させた場合（現状）



電柱を道路の外側に移動させた場合（CG）



（写真・CG及びアンケート結果提供：宮崎景観まちづくり研究会）



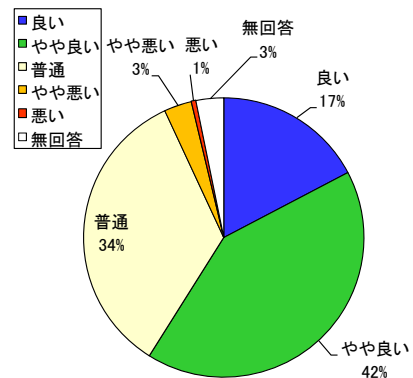
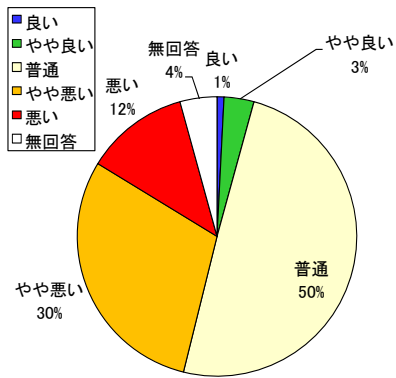
街路樹が無い場合、街路樹が有る場合と同様、電柱を民地に移動することで景観上「良い」「やや良い」という回答が多くなる。



電柱を道路に占用させた場合



電柱を道路の外側に移動させた場合



(写真・CG及びアンケート結果提供：宮崎景観まちづくり研究会)



キ. 地域性に配慮した街路樹の選定等

【指針】

街路樹は都市部における活力や潤いのある景観形成やアメニティー（快適性）等に大きな影響を与えるものであることから、地域の特性及び周辺の景観と調和した樹種の選定等に努める。

【ポイント】

- ◇既存道路の改築時において、既存樹木等はその健全度を勘案したうえでその保全を検討することが望ましい。
- ◇歴史的な街並み、海辺の道路などといった周辺の特性に見合った街路樹の選定を行い、街路樹単独だけでなく全体としての景観形成に努める。

【具体的方法の例】

- ◇極度な剪定を行わなくても良いように、道路幅員に見合った樹種の設定を行う。

【参考事例】



地域特性に配慮して樹木を選定した例（延岡市）



地域特性に配慮して樹木を選定した例（宮崎市）



地域特性に配慮して樹木を選定した例（宮崎市）



ク. 残地等の処理

【指針】

道路の改良等によって生じた残地等については、不要な防護柵等の撤去を行うとともに、盛土による修景を施すなど、景観の阻害要因とならないよう配慮する。

【ポイント】

◇道路改良によって生じた残地については、残土を有効に活用し、自然地形に近い形で盛り土を施すなどの修景を施すとともに、不要な防護柵等は撤去することが望ましい。

◇道路改良の際に、改良前のガードレールが残っていたりすることがある。こうした取り残された道路付属物等は景観を阻害する要因となってしまうことがあるので、不要となったものについても、取り除くなど必要な措置を講じる。

【具体的方法の例】

◇資材置き場等として活用する場合においても、景観の阻害要因とならないように配慮する。

◇旧道として車両が入れる状態で残すことは、ゴミの不法投棄などをもたらす要因となるので、車両が入れないように修景盛土を施す方法も有効である。

◇アスファルト舗装を撤去するだけでも、植生の復元を促す効果が期待できる。

【参考事例】



記載内容が消えて読めなくなった不要な看板の例



道路改築により残った不要な防護柵の例

(2) 橋梁

橋梁は河川等の周辺景観の視点場となるだけでなく、それ自体が地域の象徴となりうるものであり、地域景観に与える影響も大きい。

橋梁の整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、構造物そのものの自体の美しさを重視するとともに、周辺景観との調和に配慮する必要がある。

ただし、橋種選定において

【推奨する図書等】

- ◇「美しい橋のデザインマニュアル 第2集」(平成5年7月／(社)土木学会)
- ◇「橋の美Ⅲ 橋梁デザインノート」(平成4年5月／(社)日本道路協会)

ア. 周辺景観との調和

【指針】

橋梁形式の選定にあたっては、背景となる周辺景観との調和に配慮しつつ、機能的・構造的必然性を重視し、過度な装飾を避けたシンプルなデザインとする。

【ポイント】

- ◇橋梁・高架橋は道路の内部景観としての検討とともに、地域景観に対する影響が大きいいため、外部景観としての十分な検討が必要である。
- ◇橋梁・高架橋自体が単独で独立した存在としての形が認識されやすいとはいっても、その形はあくまでも周辺景観の中での見え方として捉える必要がある。
- ◇橋梁・高架橋の基本的な形(橋梁形式)を選定する計画段階及び予備設計段階が最も重要な段階であり、この段階で検討された基本的な考えを明確に引き継ぐため、報告書のみならず一般図等の図面にその考え方を明示する。
- ◇地域のゲートの役割を担ったり、ランドマークにしたいといった要請が強い橋梁等、特別な形態配慮が求められる橋梁に対しては、地域住民や利用者からの要請を把握するとともに、専門家による十分な検討を行うなど、慎重な検討を行う。

【具体的方法の例】

(橋梁・高架橋形式の選定)

- ◇橋梁の形式によって固有の景観を表現できるため、計画段階では現況の景観を保全するか、新たな景観を創出するかを検討する。

(橋梁の本体設計)

- ◇構造的に無理のある極端に斜めに架ける橋梁や、縦・横断勾配の急な橋梁計画は、景観的にも美しくおさめることは困難なため、線形計画の段階で避ける。
- ◇耐震性、走行性に優れた連続構造の形式は、視覚的連続性の観点からも優れており、その各部形状は基本的に滑らかに擦りつけるのがよい。

- ◇美学上の形式原理であるシンメトリー、バランス、プロポーション、ハーモニー、リズム、コントラスト等を意識して、各部材を統一、連続、秩序等の統合原理に基づき配置する。
- ◇多径間の橋梁は、径間割に配慮する。
- ◇桁、地覆、高欄などの形状及び連続性の表現は、周辺環境と調和した自然なデザインとするよう配慮する。
- ◇タワー、橋脚、橋台などの垂直成分の構造物を全体景観の中で馴染むように処理（連続、すりつけ、遮断、強調）するよう配慮する。

(高架橋の本体設計)

- ◇一般的に橋脚高さが低い場合は短い支間、高い場合は長い支間を採用すると桁下空間のバランスが良い。高架橋の通る下の地形に高低があるような長い高架橋の場合は、漸次支間を変化させるのが望ましい。
- ◇高架橋の存在感を軽減させるため、壁高欄を含む構造高さを極力低く抑える。
- ◇橋脚や照明、標識装置等の垂直方向に延びる要素は、その配置を秩序正しく統合し、個々の形状は景観的に統一する。
- ◇郊外の高架橋の場合は、空や見通しの良い景観の一部となるよう配慮する。

(都市近郊・市街地の高架橋)

- ◇街並みの隙間から断片的に高架橋が眺められることになるため、桁や遮音壁等の最外ラインの形態イメージを統一し、橋軸方向の見られ方を意識して橋脚形状を統一する。
- ◇高架橋の位置が高い方が暗さや圧迫感は軽減する。側方余裕は高さの2倍以上確保すると圧迫感が軽減する。
- ◇市街地の高架橋の場合は、桁裏をみる機会が多くなるため、桁裏をすっきりとなるように配慮する。

(横断歩道橋・跨線橋等)

- ◇道路進行方向の視界をできるだけ遮らないように、構造物本体をスレンダーな形態とすることと、ゆがんだ印象を与えないよう出来るだけ道路中心に対して直角で水平の配置、形態にする。
- ◇横断歩道橋は、標準設計に準じて整備効率第一に建設されたものが多く、景観面への配慮がなされていないものが目立つ。
- ◇横断歩道橋等は、主として本線上から眺められることになるため、周辺の景観との調和に配慮する。また、複数の横断歩道等が連続して設置される箇所では、統一性に配慮する。

【参考事例】



コンピュータを使った解析により塗装色を決定。
また、鋼桁とコンクリート桁との桁高に擦りつけ
を行うとともに、グラディエーション塗装を施し
ている。(西都市)



急峻な渓谷を大きく支配する雄大な照葉樹林が
つくる景観をあくまで主役として扱っている。
土木学会デザイン賞 2004 優秀賞 綾の照葉大
吊橋 (綾町)



イ. 周辺と調和する色彩

【指針】

橋梁に塗装を施す場合の色彩については、色の持つ心理的効果も考慮しつつ、背景となる周辺景観との不調和を生じないように努める。

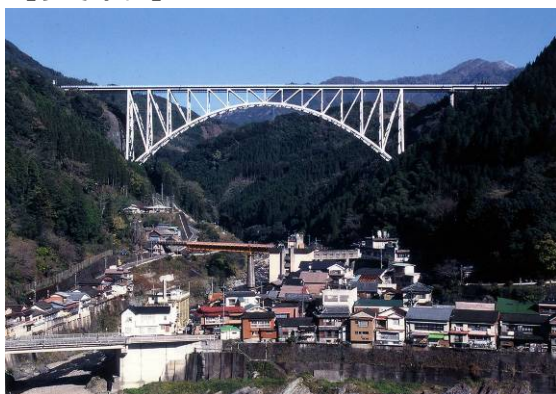
【ポイント】

- ◇橋梁は周辺と一体となって景観を構成する要素の1つと捉え、その橋梁を融和させるべきか、強調させるべきかなど、周辺環境との色の調和を検討する。
- ◇色彩によって橋梁のもつ重量感が変わるなど、橋梁のもつ個性を表現できることに配慮する。

【具体的方法の例】

- ◇架橋される地点周辺の色彩を調査し、それらの色彩との関係で橋梁の色彩を絞り込んでいくことが望ましい。
- ◇日本の気候、風土にあった色の選定方法として、日本の伝統色の色見本の中から選ぶ方法も考えられる。
- ◇色が持つ効果の一つとして、『面積効果（面積対比）』と言うものがある。これは、同じ色でも、小さな面積と大きな面積では、明るい色はより明るく、暗い色はより暗く感じてしまうというものである。そのため、明るい色は一段暗い色。暗い色は一段明るい色を候補色として選ぶと良い。
- ◇最終的な色の決定方法として実際に行われた方法として、候補色を畳一畳ほどの鉄板に塗り、クレーンで吊ったり、あるいは橋脚上に置いたりして、主要な視点場から眺めて色を決めた事例もある。

【参考事例】



周辺景観と融和するような色彩設計を実施した橋梁（融和法）（日之影町）



赤色など明るく強いトーンの色彩の橋梁（強調法）（延岡市）

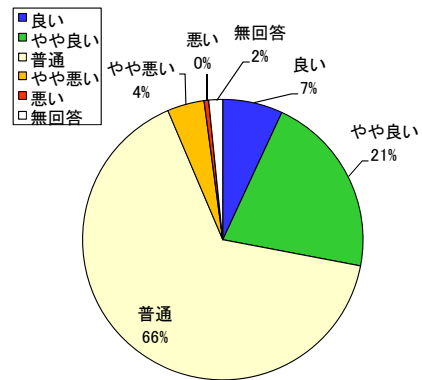
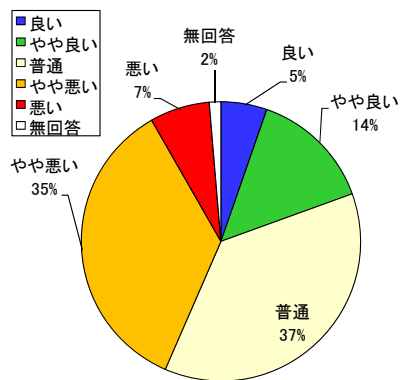
【検討事例】

橋桁の色は右下写真（グレー）のようにあまり目立たない色に変えることで、景観上「良い」「やや良い」という回答が多くなる。



周辺景観に対し浮きたった印象のある橋梁の例
(現状)

橋桁の色を周辺景観に馴染ませた例（CG）



(写真・CG及びアンケート結果提供：宮崎景観まちづくり研究会)



ウ. 付属物の形態、素材等

【指針】

照明施設、添加物等の付属物については、橋梁本体との調和を考慮し、橋梁全体として周辺の景観になじむように、形態、素材等に配慮する。

【ポイント】

◇素材の特徴を橋全体の意匠に活かすよう配慮するとともに、歴史的背景や由緒等の地域の特性を表現するなど、橋の美観を高めるような意匠の工夫に努める。

【具体的方法の例】

◇高欄及び照明施設の形態、意匠、素材及び色彩は、橋の上等の近くから見た場合と遠くから見た場合の両面から橋梁本体との調和に配慮する。特に、短い橋では、高欄が橋のイメージを決定してしまうほど目立つ存在であることを十分に配慮する。

◇高欄や照明施設は、橋梁本体や親柱、舗装とともに、橋詰周辺のまち並みとの調和に配慮する。

◇照明によって照らし出される舗装や、水面に映る光の美しさを意識し、必要に応じてポール照明やフットライト等を使い分ける等の工夫に努める。

◇橋詰めはできる限り緑化により修景を図るとともに、橋詰だけが目立ち過ぎないように、橋梁本体の高欄、親柱、橋上の舗装等と一体的な景観の形成に努める。

◇橋詰めには、休息しながら橋梁の景観を楽しめる場所の整備を図るとともに、都市部では、植栽を考慮し、安らぎを与えるよう努める。

【参考事例】



照明施設、添加物等の付属物全体的な調和を図った例（日向市）



橋脚にスリットを設け、その中に配水管を設けている。（西都市）

MEMO

(3) 河川

河川の景観は、流域の地形、地質、植生等、様々な自然の営みと、人々の営みによって形づくられたものである。

河川の整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、川の働きによって形成された地形や多様な生物の生息環境の保全に努めるとともに、地域の歴史や風土に根ざした整備を行う必要がある。

【推奨する図書等】

- ◇「河川景観デザイン『河川景観の形成と保全の考え方』の解説と実践」(平成20年7月/財)リバーフロント整備センター)
- ◇河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」(平成18年10月/国土交通省河川局)
- ◇多自然川づくり基本指針(平成18年10月/国土交通省河川局)
- ◇河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料(平成18年8月/国土交通省河川局)
- ◇「多自然川づくりポイントブック」(財団法人リバーフロント整備センター)

ア. 水際の処理

【指針】

水際部を構造物で固定することなく、川的作用によるみお筋の変化や水際植生の回復などをある程度許容できるよう努める。

【ポイント】

- ◇川に棲む生物の生息環境として、水際部の構造が重要である。水際植生は流速の遅い領域を生み出し、仔稚魚の生息場、洪水時の避難場、外敵からの隠れ場などとして機能する。つまり水際植生や河畔林は、景観的にも重要であるが、生物の生息環境としても重要であることを認識する必要がある。

【具体的方法の例】

- ◇中小河川において低水路がつくる場合は、構造物で固めた水際域ではなく、川の営みを基本とした自然な水際域を形成するという視点に立って設計を行う。
- ◇河道改修を計画する場合は、水際域を確保し、改修前の水際構造を保全回復するという視点に立って設計を行う。それは人工的な低水路を設けるという意味ではなく、川の営みを前提とした自然な水際域を確保することである。
- ◇水際の整備にあたっては、護岸を急勾配にしてでも水面と護岸との間に空間を創出し、植生が回復する余地を残す。

【参考事例】



みお筋を固定せず、水際にも植生の回復した例
(串間市)



みお筋を固定せず、水際にも植生の回復した例
(宮崎市)



イ. 画一的で単調な川の回避

【指針】

現況流況の線形やみお筋が良好な自然環境を形成している場合は、現況流路を基本とした計画とし、直線化や定規断面による画一的で単調な川とならないよう努める。

【ポイント】

- ◇ 中小河川の河川改修では、河道を直線化する例が多い。多自然型川づくりの通達以降、護岸緑化等構造物の工夫は見られるが、定規断面で画一的に整備するという基本構造はあまり改善されていないことを認識する必要がある。
- ◇ 従来の河川改修は、均一で単調な川の姿に変えてしまったというところに問題があった。本来川は、流路が蛇行したり、広いところや狭いところがあり、瀬や淵など起伏に富んだ複雑な地形構造を形成しているものであり、今後の川づくりでは、その川の川らしさを尊重し、川の営みを活かす必要がある。

【具体的方法の例】

- ◇ 現存する河川環境（河畔林や天然河岸）を保全するためには、計画段階で残すべき環境要素を把握し、平面、横断・縦断計画を定めることが重要であり、既往の計画がある場合でも、改めて検討し直すことが必要である。
- ◇ 現況の河道形状を尊重し、川幅に変化をもたせるなどの工夫をすることによって、川の自然性を一定程度保全回復することができ、現状の川らしさを活かす。

【参考事例】



直線化や定規断面によらず、現況の流路を基本とした整備の例（木城町）



現況流路が良好な自然環境を形成している例（小林市）

ウ. 伝統的河川工法採用の検討

【指針】

河川整備にあたっては、保全すべき要素や改善すべき要素を把握し、伝統的な河川工法の採用或いは併用等も視野に入れて検討を行う。

【ポイント】

◇伝統的河川工法の導入は、景観要素としての活用、自然環境の保全・再生、伝統・文化の保全・継承などの導入目的に加えて、住民参加型の社会形成、個性ある地域づくりや資源循環型社会形成に役立つものである。

【具体的方法の例】

◇濡筋が変化するまでの期間、土砂が堆積するまでの期間、ヤナギが成長するまでの期間など一時的な期間のみ河岸を保護することが必要な場合には、河川伝統工法は経済的である。

◇河川伝統工法の中には、捨石工、寄石工に代表されるように、簡単な「つぎ足し」によって機能の回復を図ることができるものもあり、維持管理費用を含めて考えれば経済的となるケースがある。

◇間伐材の利用などは循環型社会形成の一つの手段となる。なお、間伐材は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成13年4月1日施工、通称「グリーン購入法」）において特定調達物品とされている。

【参考事例】



良好な景観の形成に役立っている水制工の例
(延岡市)



良好な景観の形成に役立っている水制工の例
(西都市)

MEMO

エ. 河畔林等の保全と植生復元への配慮

【指針】

河川空間とその周辺地域を一体的に捉え、河畔林など河岸の自然環境を保全するとともに、護岸を整備する場合においても水際植生の回復等により見えが少なくなるような配慮を行う。

【ポイント】

- ◇画一的な定規断面による河川改修で、河畔林が失われるケースが多い。計画段階で、河畔林を保全するという視点から検討することが重要である。
- ◇既往の計画がすでにある場合でも、平面形や横断面、河川管理用通路の設置位置などを再検討することによって保全できるケースがある。

【具体的方法の例】

- ◇複断面を単断面に変更する、あるいは、護岸を立てるなど、定規断面にこだわらなければ、河畔林を保全することが可能な場合がある。
- ◇特に、多自然川づくりや河川法改正前の河道計画により河道改修が進められている河川では、既往の法線や縦断形が制約条件となって、十分な保全対策がとられていないケースがある。その場合は、改めて対象とする河川の現地調査を行い、保全対象の河畔林などの植生を把握し、必要に応じて法線や縦断形状を見直すことも検討する。
- ◇川幅を広げる事業において両側に河畔林がある場合で、どちらを重視するか判断しなければならぬ時は、淵のある方を重視する。
- ◇水際域の構造が単純化してしまうと植生回復が難しくなることから、河道の直線化や護岸の整備等によって水際域の構造が単純化しないように配慮する。

【参考事例】



河畔林の保全を行った例（門川町）



水際植物の回復により、護岸の見えが少なくなっている例（高千穂町）

オ. 横断構造物設置の回避の検討

【指針】

川の働きで形成された河床の連続性を確保する観点から、床止め等の横断構造物は極力設置しないよう努める。

【ポイント】

- ◇堰・水門・樋門等の人工構造物の設置については、地域の歴史・文化、周辺景観との調和に配慮した配置・設計を行う。
- ◇落差工を設置せざるを得ない場合は、水生生物の移動を確保するなどの工夫が必要である。

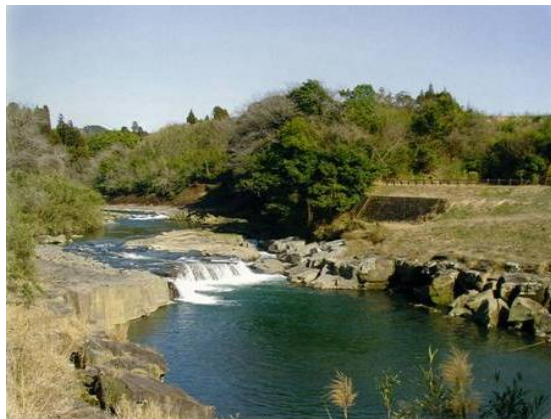
【具体的方法の例】

- ◇石礫が堆積して形成された早瀬がある場合は、自然の落差工として応用することも考えられる。
- ◇落差工を設置する時、湍筋に設置する魚道の構造にいろいろ工夫を凝らしても、湍筋の変化や落差工下流の河床低下など、様々な変化が起こり、魚道が機能しなくなることがある。
- ◇落差工を設置する場合、自然の早瀬を手本に斜路にすることで、急激な縦断の変化を軽減することが出来る。また、流速が遅い領域ができるよう配慮する。

【参考事例】



河床に石が堆積して、早瀬を形成している
(日向市)



ロックアンカーと擬岩パネルを使用し、河床の安定を図った例 (小林市)

MEMO

(4) 公園・緑地

公園・緑地は日常生活に潤いや安らぎを与えるとともに、季節の移り変わりを感じさせる空間となっている。整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、現存する樹木の保全・活用に努めるなど、周辺景観と調和した快適な空間を創出する必要がある。

ア. 形態意匠及び色彩

【指針】

公園施設等の形態意匠及び色彩は、地域の自然、歴史、文化等の地域特性や周辺の景観との調和に努めるとともに、敷地内における施設相互の調和にも配慮する。

【ポイント】

◇施設の数や配置に注意し、オープンスペースとしての開放感が感じられるよう工夫する。

【具体的方法の例】

◇歩行者の多い道路に面する場合は、歩道と一体的な空間を構成し、ゆとりと開放感を創り出すよう配慮する。

◇公園の周辺部では街路樹に調和した並木道を形成したり、外に向かって面的な植栽を施すなど、まち並みに緑豊かな景観を提供するよう配慮する。

◇境界部分は、生垣や自然素材等を用いて、できる限り開放性や透過性を確保し、周辺との調和を図るよう配慮する。

◇樹林や草花の群生、沼等の水辺を有する地域では、豊かな自然環境を活かした整備を図るとともに、生態系の保全に配慮する。

【参考事例】



菜の花（延岡市）



歩行者の多い道路に面した広場で、歩道と一体的な空間を構成し、ゆとりと開放感を創出している例（宮崎市）

イ. 地場産自然素材等利用の検討

【指針】

園路、広場、休憩所、遊具等の素材は、安全面を考慮した上で、できる限り地場産の自然素材等の利用に努める。

【ポイント】

- ◇地場産材を活かした景観まちづくりは、地域の風土にあった、まちの個性をつくり出す。
- ◇景観まちづくりにおける地場産材の活用は、技術開発や新たな使用方法の発見にも繋がり、地域の産業振興のきっかけにもなる。
- ◇地場産材を活用することで、地域経済の振興に寄与できるとともに、他地域で材料を用いた時に生じる輸送エネルギーの低減にもつながるなどの効果が見込まれる。
- ◇木材の活用については、宮崎県木材利用技術センター（都城市）の開発等の成果の活用が期待できる。

【具体的方法の例】

- ◇技術者やメーカー等の協力を得ることで、新たな素材や材料の活用が可能になる。特に、地場産材の活用には、地元の技術者の協力が有効である。
- ◇木材は一般には自然の肌合いを活かしそのまま使用される。塗装を施す場合も素材感を損なわないような防腐・防蟻を兼ねた塗料を用いると良い。
- ◇休憩の場となるところは、歩行者の動線から適切な離隔をとり、静穏感が得られるように配慮する。また、ベンチなどの着座位置からの眺めについても視点の高さや対象との距離などの関係を考慮し、柵や植栽が視界を妨げることなく居心地の良い場所を形成するようにディティールの仕上げにも注意する。

【参考事例】



自然素材など、地場産材を活用した例（日向市）



自然素材など、地場産材を活用した例（日南市）

ウ. 在来樹木の選定、既存植生の保全

【指針】

公園・緑地の植栽は、在来樹木など地域に適した樹木を選定するとともに、既存植生の保全・活用に努める。

【ポイント】

- ◇地域において良好な景観を有している樹木等については、計画時から公園内に取り込むよう努める。
- ◇地域性や風土に根ざした樹種を選定し、地域の景観にふさわしい特色を生み出すような緑化に努める。特に、農村部や山間部等の緑が豊かな地域では、周辺の景観から突出しないよう、樹種の選定に努める。

【具体的方法の例】

- ◇花の咲く木や実のなる木等の導入により、楽しさや四季の移りかわりによる景観の変化を演出するよう努める。



(5) 港湾・漁港

港湾・漁港を守る構造物はその機能性から制約条件も厳しく、配置及び規模についての配慮は一般的に困難であるが、港湾・漁港は様々な陸上交通が発達する以前から物流や人々の交流拠点として重要な役割を果たしてきた。

港湾・漁港の整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、歴史的施設の保全・活用を図るなど、周辺景観と調和した快適な空間を創出する必要がある。

ア. 防波堤、護岸等施設の圧迫感の軽減

【指針】

防波堤、護岸等施設については、形状や材料・素材等の工夫により、圧迫感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮する。

【ポイント】

◇防波堤、岸壁などの構造物は、周辺景観に圧迫感や違和感を与えないように、形態をコンパクトにしたり、構造物の表面処理や材料などに配慮する。

【具体的方法の例】

◇マリーナや海浜に見られる砂州の形状に似せた曲線形の防波堤も港らしさを表現する好ましいものと考えられる。

◇圧迫感の軽減には、天端を出来るだけ低くし、視界の開放感を持たせる。直線的な形状から曲線的な形状にすることなどが考えられる。

◇消波ブロックは景観的に目立つ場所には出来るだけ設置しない方が好ましい。

【参考事例】



自然石を活用し、丸みを帯びた断面形状をしている防波堤の例（宮崎市）



自然石を活用し、丸みを帯びた断面形状をしている防波堤の例（宮崎市）

イ. 市街地と臨港空間の連続性の確保

【指針】

陸上部のオープンスペースの整備にあたっては、市街地から港の水面に視線が通るように軸線を合わせるなど、市街地と臨港空間の連続性に配慮する。

【ポイント】

- ◇市街地と臨港空間とは異なった空間となり、隣接しながらもその関係性が乏しくなってしまう、臨港空間の壮大な景観が活かされないことがある。このため、市街地と臨港空間の空間的、心理的な障害を取り除くような配慮が求められる。
- ◇港の景観整備を行う際は、様々な場所を構成する要素の設計に関するデザイン方針をあらかじめ設定しておくことが望ましい。
- ◇港に隣接する市街地と港の空間を可能な限り関連づける。

【具体的方法の例】

- ◇市街地から港の素面へ視線が通るように空間の軸線を合わせ、植栽、路面舗装、ポラードや照明などのストリートファニチャーの造形モチーフやパターンに何らかの共通性を持たせる。
- ◇高木の配置においては、密度感は低くし、樹間から海面が見えるようにすべきである。港のオープンスペースにおいては、あまり密な低木や灌木の植栽は周辺の景観のスケールにあわないことが多く、芝生により見通しを確保する方が良い。
- ◇臨港部の公園や広場等は、背後地の地域住民が祭りやイベント等に集える場所として整備し、港湾施設と背後地との心理的な一体感の醸成に配慮する。

【参考事例】



市街地、臨港空間、水面の連続性が感じられる例
(宮崎市)



(6) 海岸

気象・海象条件や地形条件等により形成される砂浜や岬・汀線等の海岸地形、海岸を取り巻く自然地形並びに植生等は、それぞれの海岸によって異なり、他に二つとない地域の個性・魅力である。

海岸の整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、当該海岸及び背後地域の持つ本来の自然環境の保全に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮する必要がある。

ア. 海岸景観の保全と活用

【指針】

当該海岸の景観を特徴づける海岸地形などの景観資源が、施設の整備によって失われたり、阻害されたりすることのないよう配慮するとともに、当該海岸から見える景観対象として積極的に取り込み、活用するよう努める。

【ポイント】

- ◇ 海岸景観は、海浜内部（内部視点景観）と、背後都市・集落、海上、対岸、岬の上等の海浜外部（外部視点景観）からの眺めの双方を同時に考慮することが重要になる。
- ◇ 過酷な自然環境と対峙する海岸の整備にあたっては、市街地における公園整備等と同一視すべきではないということを認識する必要がある。そして、都市内でみられる装飾物（オブジェ、壁画等）等を安易に海岸に持ち込むことには慎重でなければならない。

【具体的方法の例】

- ◇ 海岸景観を検討するにあたっては、自然地形の現状を適確に把握し、自然地形を重視・尊重することが、結果として良好な海岸景観を形成することにつながり、技術的にも経済的にも合理性を有すると考える。
- ◇ 突堤は、背後の地形や護岸等の構造物に対して独立した構造物として設計されると、汀線を分断する人工構造物として目立ちやすく、周辺環境との違和感を生じさせやすいため、突堤と砂浜との境界部分に自然石を用いて緩傾斜状にするなど、突堤と砂浜とが滑らかにすり付いて違和感がないように配慮する。
- ◇ 巨大な人工構造物の存在が海岸景観に圧迫感や違和感を与えないよう、護岸前面の海岸と背後の自然との一体性に配慮する。
- ◇ 自然の営力が生み出す微地形の変化や植生の変化等を尊重する。
- ◇ 海浜地形の傾斜や微地形の起伏等による高低差が生む景観的效果を活かす。
- ◇ 人工海浜を整備する場合は、海岸と背後の自然地や土地利用との連続性の確保、調和に努める。

【参考事例】



海岸地形の景観資源として積極的な活用を図った例（延岡市）



海岸地形を生かした景観が形成されている例（宮崎市）



イ. 人工構造物設置回避の検討

【指針】

人工構造物設置を可能な限り回避あるいは規模縮小し、人工構造物が与える海岸景観への視覚的インパクトを低減するよう努める。

【ポイント】

- ◇長大な階段護岸や緩傾斜護岸は、視野を大きく占有すると共に、構造物のエッジが強調されて、これらの人工構造物が海岸景観に与える視覚的インパクトが大きく、単調で硬い印象になりやすい。
- ◇護岸等の構造物の平面線形は、汀線形状や背後地形等の自然特性から見て妥当であるかを十分に検討し、これら自然地形との形状の整合性やスケールバランスに留意して、適切な平面線形を設定することが望ましい。

【具体的方法の例】

- ◇突堤に砂浜の端部が滑らかにすりついていないと、突堤を境に海岸が分断されている印象を受け、海岸の空間的なまとまりに影響を及ぼすため、砂浜の端部と突堤等の構造物に滑らかにすりつくよう線形に配慮し、突堤を端部とする砂浜の空間が一つの空間的・景観的まとまりを持つよう配慮することが望ましい。
- ◇階段護岸は、エッジが強調され、延々と続いて冗長になりがちだが、自然石積みとし、石材の隙間に緑を生やすことによって階段護岸の印象を和らげる効果が期待できる。また、緑化された階段護岸や芝生傾斜地帯が、砂浜とこれを取り囲む背後の山々の緑とを視覚的に違和感なく滑らかにつなぎ、自然が卓越する海岸の景観的まとまりを上手く演出することが出来る。
- ◇防災機能を確保しつつ、天端高を極力抑えるなどの配慮を行う。
- ◇離岸堤で整備を行うことにより、水平線への眺望が阻害される場合は、陸側の視点場の調整によって、見通しを確保するなどの配慮を行う。
- ◇やむを得ず人工構造物を設ける場合は、周辺環境や景観との調和を図るため、意匠・素材・形状・色彩などに配慮する。
- ◇消波工は、周辺の景観に配慮し、位置や積み方を工夫する。
- ◇隣り合う施設相互のデザインの連続性に配慮する。

【参考事例】



人工構造物の規模が比較的小さく、視覚的インパクトが小さい例（宮崎市）



(7) ダム・堰堤

ダム・堰堤は治水及び利水、砂防及び治山など、地域住民の生活に重要な役割を果たしているが、自然環境の中に設置される大規模な構造物であり、景観に与える影響も大きい。

ダム・堰堤の整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、既存樹木の保全や植生回復に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮する必要がある。

ア. ダム・堰堤の配置及び規模

【指針】

ダム・堰堤の配置及び規模は、施設本体や施設周辺における植生等の状況、周辺の土地利用の状況を考慮しつつ、地形の特徴を十分に生かして生態系など周辺環境との調和に努める。

【ポイント】

- ◇ 現地の地形を十分把握して地形を効果的に利用した施設の規模・配置及び工種を選定するものとする。
- ◇ 施設に対する要求性能が機能美として認識されるよう、機能的で無駄のないデザインとする。

【具体的方法の例】

- ◇ 峡谷の狭窄部に配置することにより、地形の改変量、堤体の見えの大きさを最小化する。
- ◇ 単独で大規模な施設のかわりに小規模な施設を複数基設置し、さらに植生が回復することで、周辺環境に違和感なく存在するような施設の配置と規模とする。
- ◇ 施設が複数の場合は施設配置に規則性をもたせることで、リズム感を演出する。
- ◇ 堤体の前面に砂防堰堤の高さと同程度の植栽を施すことにより、施設の圧迫感を軽減する。
- ◇ ダム本体は、巨大なランドマークとなることから、構造的な特徴を活かすとともに、周辺の景観との調和に配慮する。
- ◇ 眺望点を創出し、積極的に周辺の景観を見せる演出を行うよう配慮する。・・・
- ◇ 周辺の景観や自然の植生に配慮して、緑化に努めるとともに、動植物の生態系にも配慮する。
- ◇ 緑地等の既存の自然は、できる限り保全するとともに、積極的に緑化を図るよう配慮する。
- ◇ 周辺施設の意匠、素材及び色彩は、ダム、堰堤等の本体や周辺の景観との調和に配慮する。

【参考事例】



周辺の景観に溶け込んだ砂防堰堤（日南市）



ダム本体の周辺がほぼ緑で覆われている例
（美郷町）



イ. 付替道路等建設の際の自然復元への配慮

【指針】

ダム・堰堤とそれに付随する付替道路等の建設にあたっては、地形の改変を最小限に抑え、自然・植生の復元が可能な形式・工法を選定するなど、周辺と調和した景観となるよう努める。

【ポイント】

◇周辺地形の改変や樹木の伐採など、周辺環境への影響を出来るだけ小さく抑える施工法を選定し、施工完了後は出来るだけ元地形に復元するように努める。

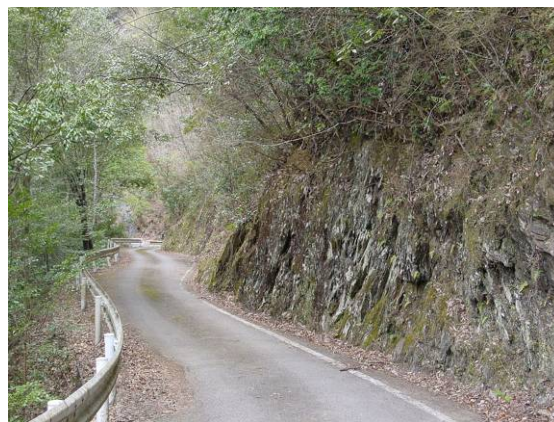
【具体的方法の例】

- ◇完璧な自然を人為的に復元することは極めて困難なことから、植生的には自生種の侵入が容易な基盤を造成した上で、当面は人為的に植生を定着させるものの、その後の自然な復元力にゆだねられるよう、自然の復元を阻害しないよう配慮する。
- ◇法面をはじめとする自然改変は最小とするに超したことはないが、必ずしも最小とすることに固執するのではなく、自然を復元することが可能な用にするよう努める。

【参考事例】



地形の改変を抑えた付け替え道路の例（延岡市）



地形の改変を抑えた付け替え道路の例（美郷町）

MEMO

(8) 急傾斜地崩壊対策施設

急傾斜地崩壊対策施設は地域住民の生命を守る重要な施設であることから、配置及び規模についての配慮は一般的に困難であるが、地域住民の生活や景観に対する影響も大きい。

急傾斜地崩壊対策施設の整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、既存樹木の保全や植生回復に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮する必要がある。

【推奨する図書等】

- ◇「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」(平成19年2月/国土交通省砂防部)

ア. 地形改変の軽減

【指針】

擁壁工の設置にあたっては、地形改変する範囲を必要最小限に留めるなど、周囲の既存植生等の保全に努める。

【ポイント】

- ◇現地の地形を十分把握して、地形の改変が最小となる施設の規模・配置及び工種を選定するものとする。
- ◇施設に対する要求性能が機能美として認識されるよう、機能的で無駄のないデザインとする。

【具体的方法の例】

- ◇急傾斜地崩壊対策施設は、できる限り既存植生を保全することにより、周辺の景観との調和に努める。
- ◇やむを得ず地形改変を行う場合は、緑化を図るなどにより、急傾斜地崩壊対策施設が周辺の自然景観との違和感が小さくなるよう配慮する。

【参考事例】



地形改変を最小限にとどめるとともに、周辺景観に調和させた例（高千穂町）



イ. 法面の原則緑化

【指針】

法面は原則として緑化することとし、構造物を利用する法面工においては、緑化工法との併用に努める。

【ポイント】

◇法面工における緑化工法の採用により、植生の回復が図られ、景観への視覚的インパクトが低減されるよう配慮する。

【具体的方法の例】

◇緑化を図る際は、植生的には自生種の侵入が容易な基盤を造成した上で、当面は人為的に植生を定着させるものの、その後の自然な復元力にゆだねられるよう、自然の復元を阻害しないよう配慮する。

【参考事例】



法面工において植生の回復により、景観への視覚的インパクトがかなり低減されている例
(延岡市)



法面工は、法枠等の人工構造物が目立たないような緑化工法（パネル）を採用したもので、植生の回復により、景観への視覚的インパクトがかなり低減されることが予測される例（綾町）

MEMO

(9) 用地造成

公共施設の利用者にとって潤いやゆとりが感じられる空間を提供するためには、大規模で画一的な造成を避け、地形の特徴を十分に生かすとともに、周辺の土地利用に配慮した造成となるよう努めることが重要である。

公共施設等の用地造成にあたっては、このような特徴を理解したうえで、周辺の微地形や植生の保全に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮する必要がある。

ア. 外部景観への配慮

【指針】

造成地は主要な眺望点から視認されにくい位置、配置、規模となるよう努める。

【ポイント】

◇造成地が見えるいくつかの視点場を想定し、各視点場からどのように見えるかを把握したうえで周辺景観に調和するよう配慮する。

【具体的方法の例】

◇山間部など起伏のある地域において用地造成を行う場合、高いところから見ると造成区域の土色が目立ち違和感が生じてしまうことから、主要な眺望点から造成区域が目立たないように位置、配置、規模等を配慮する。

【参考事例】



主要な眺望点から視認されないことを検討したうえで造成した例（日之影町）



イ. 自然地形との連続性の確保

【指針】

造成にあたっては、原地形をできる限り生かし、自然地形に沿った造成となるよう工夫する。

【ポイント】

- ◇できるだけ現況の地形を生かし、大規模な擁壁や法面が生じないように努めるなど、地形の改変量を最小にするよう配慮する。
- ◇土壌は表層地質を母材として長い年月をかけて水と植物により形成されたもので、その深さは1 m程度と言われている。いったん地表の形態を変えれば、その時点から新たな土壌の形成が始まることになる。
- ◇地形を改変することは、土壌やそこに生育する植生に大きな影響を与えることになるため、できる限り地形改変を最小にすることが求められる。

【具体的方法の例】

- ◇造成法面を隣接する自然緑地との一体感を出すため、法面にラウンディングやグレーディングを行う。
- ◇造成計画にあたっては、現地形を活かした造成とするため、宅地割や道路の配置などに配慮する。
- ◇造成の施工に際しては、改めて現地調査を行うなどにより、必要に応じて設計の改良を行うなど現地形を活かすよう努める。

【参考事例】



地形を生かした造成をおこなった例（高原町）



ウ. 法面の緑化等による周辺景観との調和

【指針】

法面の緑化や既存樹木等の保全・活用により、造成地周辺にある緑との連続性や調和に配慮する。

【ポイント】

◇造成計画に際しては、樹木や植生の保全・活用を図るため、既存樹木の分布状況、植生の状況を把握し、計画への反映に努める。

【具体的方法の例】

- ◇既存樹の移植による活用を図り、緑地の質的量的充実を図る。
- ◇安定した自然の森の創出を図るため、地域で最も安定した樹林を形成する自生種を用いた植栽を行う。
- ◇現場発生の表土を活用して植生の復元を図る。
- ◇造成地の区割りに置いては、各敷地の一边を極力公共緑地等に接するよう計画するほか、隣接敷地との間にもなるべく現況緑地を生かした緑地を配置する。
- ◇土地造成に伴う法面は、周囲の自然景観となじむよう、周辺にある樹種を用いた緑化等に努める。
- ◇やむを得ず既存樹木を伐採しなければならない場合は、移植などの活用方法について検討する。

【参考事例】



既存樹木の保全・活用により、造成地周辺との緑の調和に配慮した例（日之影町）



既存樹木の保全・活用により、造成地周辺との緑の調和に配慮した例（高原町）



(10) 公共建築物

博物館や美術館、図書館、学校施設などの公共建築物は、地域の人々の生活を支える重要な建築物であり、地域のシンボルとしての役割を果たすとともに、民間建築物の景観形成において先導的役割を果たすことが期待される。

公共建築物の整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、形態、意匠、色彩等に配慮し、地域の自然、歴史、文化等と調和した地域に親しまれる施設となるよう整備を行う必要がある。

ア. 景観重要建造物などの適正な管理

【指針】

景観法に基づく景観重要建造物など、地域の自然、歴史、文化等からみて、外観が景観上の特徴を有する建築物については、これと一体となって良好な景観を形成している土地も含め、その優れた外観が損なわれないよう適正に管理するよう努める。

【ポイント】

◇ 地域の景観上重要な役割を果たしている外観の優れた建築物については、歴史的又は芸術的の価値を有しているか否かに関わらずその外観を保全し、地域全体の景観が損なわれないよう配慮する。

【具体的方法の例】

- ◇ 景観重要建造物の修繕は、原則として修繕前の外観を変更することのないようにする。
- ◇ 庭園など建造物と一体となって良好な景観を形成している土地も含めてその外観を保全する。
- ◇ 景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要なものについては、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案するなど、管理者の立場から積極的に良好な景観の形成に努める。
- ◇ 景観重要建造物など法的な位置づけがされた建築物については、指定基準等の維持を図るため、適正な管理を行う。
- ◇ 法的な位置づけがされていない建築物については、法的な位置づけを検討する。
- ◇ 優れた景観を有する建築物は、地域の資源として観光振興にも活用できるよう、価値を高めるような管理を行う。
- ◇ 基金の創設など、維持費確保のための仕組みづくりを検討する。

【参考事例】



景観重要建造物 県庁5号館（宮崎市）



市指定有形文化財 二見家住宅（宮崎市）



景観重要建造物 河上家武家門等（宮崎市高岡町）



景観重要建造物 旧阪本家商家（宮崎市佐土原町）



都城島津邸（都城市）



昭和初期の風情が残る商家（日南市）

イ. 眺望点への配慮

【指針】

建築物の位置は、地域の良好な景観を損なうことのないよう、また、主要な眺望点からの眺望の妨げにならないよう配慮する。

【ポイント】

◇背景となる山並みや丘陵の稜線に調和する建築物の形状とすることや、海や川、湖などの水辺が見える特徴的な地域の場合、水辺への見通しを確保した建物の配置とする。

【具体的方法の例】

- ◇地域を代表する景観（景観上重要な視点場から見た景観）を構成する空間の中に、建築物等を整備することとなる場合は、建築物等がその美しい景観を阻害しないよう、地方公共団体や地域の住民等の意向を踏まえ、CG等を活用しつつ、その高さや規模、色彩、意匠等も含めて十分に配慮する必要がある。
- ◇地域の風景として親しまれている山並や丘陵の稜線と調和する屋根の形状とする。
- ◇山並みや水辺の見通しを確保するよう建物の配置を工夫する。
- ◇公共建築物の敷地は、住民が日常的に利用するため、外構部に開放性を持たせ、歩道空間等と連続した整備に努める。
- ◇敷地に余裕がない場合でも、外壁の一部や角地のセットバック、ピロティの採用等により、ゆとりやうるおいの演出に配慮する。
- ◇屋根の高さや位置は、背後の特徴的な景観を遮らないよう配慮する。
- ◇軒の高さや屋根勾配等は、周囲の建築物等とのバランスを取り、まち並みと調和を図るよう配慮する。
- ◇建築物の附属施設は、周辺の景観に配慮し、道路や主要な展望地から見えなような工夫に努める。

【参考事例】



眺望を阻害しないよう配慮された建築物（宮崎市）



ウ. 地域特性に配慮した形態意匠・色彩

【指針】

地域の風土、歴史及び文化等の地域特性や周辺の景観との調和に配慮した形態意匠及び色彩とするとともに、敷地内における建物相互の調和にも配慮する。

【ポイント】

- ◇地域の建築様式や工法は、自然条件や歴史的背景、地場産業等との関連が大きく、それらをデザインに活用し、地域らしさを継承していくことが重要である。
- ◇現在の風景や街並みの色彩は、地域の自然環境や地場の素材などに根ざしたものが多く、それらを考慮して建築物の色彩を検討する必要がある。

【具体的方法の例】

- ◇敷地割りの特徴、屋根の形状や勾配、間口や高さの関係、屋根瓦や外壁材の産地、格子などの地域固有の意匠要素等を調査し、適切にデザインに取り入れることで、地域らしさを表現することが考えられる。
- ◇地域の色彩の調査においては、色相だけでなく、彩度、明度及び素材感などについても調査が必要であり、また、石・木材・漆喰・タイルなどの素材感や表面仕上げ、光の当たり方による色の見え方の違いなどにも留意する必要がある。
- ◇建築物の屋根や外壁にアクセントカラーをつける場合は、その施設の機能や、周辺地域の街並み等を考慮し、違和感を生じさせないようにすることが望ましい。
- ◇地域住民が利用する施設は、明るく開放的で親しみの持てる形態、意匠、色彩とするよう配慮する。
- ◇地域の玄関口となる駅前や中心商業地などにおいては、ランドマークとなるような建築物やモニュメントとするなど地域の印象を印象づける形態、意匠、色彩とするよう配慮する。
- ◇複数の建築物及び工作物が集積する場合、既存棟に加え新たに棟を建築する場合、敷地が道路や小河川を挟んで向かい合う場合には、全体の統一的な意匠とするよう配慮する。

【参考事例】



周辺景観に配慮した形態意匠や色彩とし、敷地内の施設相互の調和を図った例（美郷町）



周辺景観に配慮した形態意匠や色彩とし、敷地内の施設相互の調和を図った例（西都市）



エ. 素材、材料の配慮

【指針】

素材・材料については、地域の風土、歴史及び文化等の地域特性や周辺の景観との調和に配慮したものを使用するよう努める。

【ポイント】

◇建築物はすべて完成した時点から、日射や風雨等に曝され、時間の経過とともに汚れや劣化などが生じる。このため、外壁や屋根に用いる素材等には、汚れが目立たず維持管理がしやすく、また、時間が経過するにつれ味わい深い表情となるようなものを選択する。

【具体的方法の例】

◇石や木材、植物等の自然素材や経年変化により味わい深い緑青になる銅版など、時間の経過とともに、経年変化（エイジング）により味わいが増す素材の活用を検討する。

◇地域の産業及び風土に配慮するとともに、地域産業の振興にも資する素材の活用に努める。

【参考事例】



地場産材の活用を図った例（日向市）



地場産材の活用を図った例（西都市）

MEMO

オ. 付帯施設等の配慮

【指針】

建築物の付帯施設等については、配置や意匠等の工夫により、建築物本体と調和するよう努める。

【ポイント】

◇道路から見える建築物のファサードや外構等は、まちの表の顔であり人々にその街並みを印象づける重要な箇所であるため、景観形成上きめ細かな配慮が必要である。

【具体的方法の例】

◇道路沿いに設置する屋外階段や設備類等は建物と一体的なデザインとすることや目立たない配置とすること、修景を施すことなどが望ましい。

◇駐車場は、道路からできるだけ露出して見えないよう車路、出入口、立体施設等の配置に工夫することや植栽等により修景を図ることが望ましい。

◇門や塀等は、敷地内及び周辺の景観との調和、公共建築物本体との調和に配慮する。

【参考事例】



配置や意匠の工夫を行った付帯施設の例
(宮崎市)



配置や意匠の工夫を行った付帯施設の例
(宮崎市)

MEMO

カ. 周辺と調和する緑化

【指針】

敷地内の緑化については、周辺にある緑との連続性に配慮した樹種を選定するなど、周辺景観と調和するよう努める。

【ポイント】

◇かつて鎮守の森や屋敷林、生け垣や庭をはじめ、街に緑が多数存在していたが、現在は昔と比べて緑の減少は否めない。緑が人々の生活や環境に与える効果は多であり、潤いのある景観形成のためにも、建築物の周囲を積極的に緑化することが重要である。

【具体的方法の例】

- ◇高木は、人が緑として見える範囲（緑視率）が大きく、生態系の維持にも効果があり、かつ建築物を引き立て、又は溶け込ませる要素として重要であるため、積極的な活用が望ましい。
- ◇植栽スペースに限りがある場合などは、屋上や壁面、バルコニーなどの緑化の工夫により緑空間を確保することも考えられる。
- ◇常緑樹と落葉樹の組み合わせや、花壇やプランターで草花を植えるなど、四季の変化を演出するよう努める。
- ◇外構部は、できる限り緑化し、やすらぎのある空間の創出に努める。
- ◇敷地周囲は、生垣等を活用して、できる限り緑化し、周辺の環境の向上を図るとともに、幹線道路等に面する部分では、街路樹と調和した植栽に努める。
- ◇出入口の前庭には、まち並みと調和したシンボルツリーとなるような高木を植栽し、緑陰とうるおいのある空間の演出に努める。
- ◇敷地の拡大を行う場合は、既存敷地及び周辺の景観との調和に配慮する。

【参考事例】



周辺の緑との連続性に配慮した樹種（宮崎市）



周辺の緑との連続性に配慮した樹種（宮崎市）

(11) 農地や農村整備

ほ場や農業用水路などの施設は、国土保全や生態系保全などの多面的機能を有しており、地域の農業を支える基盤であるとともに、農村景観を構成する重要な要素となっているが、その整備にあたっては、農家が費用の一部を負担し、整備後に営農活動や維持管理を行うという特徴を有している。

農地の整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、関係者の意向を踏まえつつ、地域の自然、歴史、文化等との調和に配慮する必要がある。

ア. ほ場整備

【指針】

ほ場整備については、生産性の高い農地の創出を目的としつつ、地域の特徴的な景観要素をできる限り保全した形状とするよう努める。

【ポイント】

◇豊かな自然や美しい景観の保全を求める国民の要請に対応し、平成13年度に土地改良法改正が改正され、農業生産基盤の整備に当たり、環境との調和への配慮が原則化された。農業農村整備事業では、市町村が策定する田園環境整備マスタープランを農村地域の環境の基本計画として、環境との調和への配慮を行う。

【具体的方法の例】

- ◇景観の優れた棚田や段々畑などの原風景を活かすよう区画形状に配慮する。
- ◇地域の営農状況を踏まえつつ、良好な景観が保たれるよう周辺景観との調和を図るよう努める。
- ◇生態系保全のための緑地を創出することにより、精神的よりどころとしての機能に加え、生態系保全の場として人々に安心感を与える景観を形成する。
- ◇地域の健全な生態系が保全されるよう、整備にあたって配慮・工夫する。
- ◇農地の整備にあたっては、農業者はもとより地域住民の意見を聞くとともに、農業用施設の維持管理活動への住民参加を含めた協働体制の構築を推進する。
- ◇伝統的な農村文化と景観を保全できるよう努める。
- ◇現況地形を活かしつつ、農作業の効率化が図れるような区画形状とする。
- ◇耕作放棄地を解消し、集団転作などによる良好な景観形成が可能となる整備に努める。

【参考事例】



豊かな農村空間を創出するほ場整備（都城市）



農作業の効率化と周辺景観との調和を図ったほ場整備（えびの市）



イ. 水路、ため池の整備

【指針】

水路やため池の整備にあたっては、自然環境の保全や周辺の景観との調和に配慮する。

【ポイント】

◇地域の生態系に配慮した水路・ため池の整備を行い、水路やため池などにすむ生物の生息環境の保全に努める。

【具体的方法の例】

◇緩傾斜護岸は法長が長くその分人工物の存在感が大きく違和感を生じる原因となりやすい。このため、護岸の法勾配は、護岸の見え、周辺地形とのなじみ方など総合的に検討し、自然的要素と人工物のバランスを考えることが重要である。

◇多自然工法の採用など、水生生物や水辺の動植物等の生息空間の確保に努め、地域の健全な生態系の保全に配慮する。

◇適切な水量の確保や海水面の確保、緑地の整備など地域の水循環の保全に配慮する。

◇親水空間の整備など、自然とふれあえる場の創出に努める。

【参考事例】



自然とふれあえる親水公園の例（門川町）



自然環境に配慮した水路の例（高鍋町）

MEMO

ウ. 用排水機場、貯水槽、その他施設の整備

【指針】

用排水機場や貯水槽、その他施設の整備にあたっては、位置、意匠、色彩及び素材等の工夫により、周辺景観と調和するよう努める。

【ポイント】

◇施設等は周囲から浮き立った印象とならないよう配置を工夫するとともに、農村景観になじむような形態意匠とする。

【具体的方法の例】

◇建物等は、農村風景に馴染むようなデザインとし、できるだけ瓦屋根や県産木材などの地域材料の使用に努める。

◇規模の大きな建築物の場合は、周辺に植栽を行うなど、景観へのインパクトを低減するよう努める。

◇施設の建築等については、施設内の緑化を推進するとともに、周辺景観と調和した建築等に努める。

【参考事例】



景観に配慮した貯水槽の例（美郷町）



景観に配慮した農村公園の例（美郷町）

MEMO

(12) 森林整備

森林は、木材の生産のみならず、水源のかん養、土砂流出の防止、二酸化炭素吸収といった様々な公益的機能を有している。

森林の整備及び保全にあたっては、このような特徴を理解したうえで、森林の公益的機能の増進を図りつつ、地域の自然、歴史、文化等との調和に配慮する必要がある。

ア. 伐採時の配慮

【指針】

主要な眺望点から視認される場所の伐採については、速やかに植林を行うなど、景観への影響を少なくするよう配慮する。

【ポイント】

- ◇外部景観への配慮として、伐採時には、主要な眺望点の位置を把握し、そこからの見え方を検討する。また、見え方に応じて再植林するなどの対策を検討する。
- ◇内部景観への配慮として、見通しを悪くする樹木がある場合は、伐採を検討する。

【具体的方法の例】

- ◇伐採後は、速やかに後継樹を植栽することにより、木材の穫後も継続して森林景観を維持するよう努める。



イ. 植林時の配慮

【指針】

植林にあたっては、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、荒廃林地の再造林や周辺の景観に調和した針広混交林などの造成に努める。

【ポイント】

◇ 森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有している。森林の公益的機能を高度に発揮させるため、過密化し、土砂の流出・崩壊や流木を発生させるおそれがあるなど水土保持機能が著しく低下した保安林等については、これらの機能が持続的に図られるよう複層林の誘導・造成などに努める必要がある。

【具体的方法の例】

- ◇ 針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成に努める。
- ◇ 植栽する樹木は、次世代の森林を構成する上層木となるため、継続して人工林を維持する場合や、混交林化や広葉樹への樹種転換を図る場合など、目標にあわせて樹種を選択する。
- ◇ 水源地等の上流域の間伐未実施林を対象に、広葉樹の侵入を促す強度の間伐等を行う。
- ◇ 竹林の放置化が進み、竹が侵入・拡大し、防災機能が低下している人工林や竹林を対象に、竹の除去・整理等を行う。



ウ. 適切な維持管理

【指針】

間伐や枝打ち、下草刈りなど、適切な維持管理により良好な森林が保たれるよう配慮する。

【ポイント】

- ◇ 間伐を実施しない森林では、地面に十分な光が届かず、草や低い木がない状態になるため、わずかな降雨などにより土砂が流出しやすくなり、土砂災害などの危険が高まる。また、木が過密になると細く弱々しくなり、雪や風による倒木被害を受けやすくなるなど、様々な問題が生じるため、間伐は必要不可欠である。
- ◇ 植樹した木が回りの草木の成長に負けて枯れたりしないために、定期的の下草刈りを実施していくことが必要である。
- ◇ 森林が適切に管理されずに荒廃してしまうと、森林が有する水源涵養、土砂災害防止、生物多様性保全などの機能が低下することに加え、景観上も次に示すようなデメリットが生じる。
 - ① 土壌が流されて根がむき出しになるなど、森林の内部景観が損なわれてしまう。
 - ② 水源涵養機能が低下することで土砂崩れなどを引き起こし、森林の外部景観が損なわれてしまう。

【具体的方法の例】

- ◇ 下草刈りは、草の生長が進む夏に実施することが望ましい。
- ◇ 流木の流出を防止するため、不安定な状況にある立木や、溪流などに堆積した流木の撤去を行う。
- ◇ 水源地などの重要な森林を対象に、広葉樹の植栽や針葉樹と広葉樹が入れ混じった森林に誘導するための間伐などを行う。
- ◇ 森林内の視点場においては、下草刈り、ゴミの除去など利用者の快適性を高めることに配慮した維持管理を行う。
- ◇ 里山林においては、放棄されて過密化し、周辺に拡大した竹林が里山の景観阻害要因になることから、過密化した竹林の伐採などを含めた維持管理を行う。
- ◇ 維持管理の体制については、管理者に加え、NPOや市民なども巻き込んだ仕組みづくりを検討する。

景観法に関連する用語の解説

景観法・・・景観法は、景観に関わる日本の法律。景観法と同時に公布された景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律と合わせて景観緑三法と呼ばれる。

【景観法の目的】景観法第一条

◆景観法は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

【景観法の基本理念】景観法第二条

◆良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

◆良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

◆良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

◆良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

◆良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

景観行政団体・・・景観法第七条1項。景観法に位置付けられた景観行政を推進するための機関で、都道府県、指定都市、中核市、又は都道府県知事と協議して景観行政を実施することに同意を得た市町村を指す。

景観計画・・・景観法第八条。景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画。景観計画で定める事項には、景観計画で必ず規定しなければならない事項（必須事項）と地域の状況に応じて規定することができる事項（選択事項）がある。

【必須事項】

- ◆景観計画区域
- ◆景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- ◆良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ◆景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内に指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る）

【選択事項】

- ◇屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- ◇景観重要公共施設の整備に関する事項
- ◇景観重要公共施設の占用等の基準
- ◇景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- ◇自然公園法の許可の基準

届け出及び勧告等……景観法第十六条。景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならないとされている。なお、国の機関又は地方公共団体が届出を要する行為をしようとするときは、届出をすることを要しないが、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

【届け出が必要な行為】

- ◆建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ◆工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ◆都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- ◆前三つに掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

景観計画区域……景観法第八条2項。良好な景観を形成しようとする区域で、景観計画で定める景観計画の区域。

特定公共施設……景観法第八条第2項五号ロ。景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、海岸法に規定する海岸保全区域等に係る海岸、港湾法による港湾、漁港漁場整備法による漁港、自然公園法による公園事業に係る施設その他政令で定める公共施設。

景観重要公共施設……景観法第八条第2項五号ロ。景観計画区域内の道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等の公共施設（特定公共施設）であって、良好な景観の形成に重要なもの。

景観協議会・・・景観法第十五条。景観法に基づき、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体等が、組織することができる協議会。

景観重要建造物・・・景観法第十九条。景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物で、景観行政団体の長が指定したもの。

景観重要樹木・・・景観法第二十八条。景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で、景観行政団体の長が指定したもの。

景観農業振興地域整備計画・・・景観法第五十五条。景観計画区域のうち農業振興地域内にあるものについて、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、市町村が定めることができる計画。

景観地区・・・景観法第六十一条。建築物の形態意匠の制限等を定める都市計画法第8条に基づく地域地区。市町村が定める都市計画で、従来の美観地区は廃止され景観地区に移行している。

準景観地区・・・景観法第七十四条。都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、市町村がその景観の保全を図るために指定した区域。

景観協定・・・景観法第八十一条。景観法に基づき、景観計画区域内の一団の土地の所有者等が、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関して締結することができる協定。

景観整備機構・・・景観法第九十二条第1項。良好な景観の形成に係る事業等を行う法人又は特定非営利活動法人で、景観行政団体の長が指定したもの。

【景観整備機構が行う業務】

- ◆良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- ◆管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- ◆景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- ◆前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- ◆景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
- ◆良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- ◆前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。